

# 日本私立学校振興・共済事業団(助成業務)の 平成19年度に係る業務の実績に関する評価

## 全体評価

### ①評価結果の総括

(イ) 平成19年度の業務実績については、平成18年度評価の際の指摘を踏まえたものとなっており、積極的に業務の改善に取り組んでいると窺える。

(ロ) 理事長のリーダーシップのもと、各事業を確実に実施しており、今後更なる事業の充実が期待される。

### <参考>

・業務運営の効率化： A

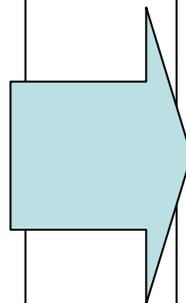
・業務の質の向上： A

・財務内容の改善： A

### ②評価結果を通じて得られた法人の今後の課題

(イ) 私立学校の現状を的確に把握、分析し、そのニーズに対応した事業を行うこと。

(ロ) 助成業務全体として、業務運営の効率化に努めていると評価できるが、更なる効率化に向けて検討を行うこと。



### ③評価結果を踏まえ今後の法人が進むべき方向性

(イ) 補助事業については、適時適切に配分方法の見直しを行うとともに、各大学等の理解が深まるよう周知徹底を図ることが必要である。

(ロ) 貸付需要を適切に把握した、安定的かつ継続的な貸付事業を実施することが必要である。

(ハ) 貸付先法人の経営状況の変化等を常にモニタリングし、また、引き続き延滞債権の滞納解消及び回収に努めるなど、更なるリスク管理機能の強化を図ることが必要である。

(ニ) 経営診断及び経営相談については、私立学校の多様なニーズに応えることができるよう、その取組をさらに強化すべきである。

(ホ) 引き続き、業務運営の効率化に努めるとともに、事業の実施にあたっては、私立学校を取り巻く環境の変化を踏まえ、限られた予算を重点的かつ有効に活用することが望まれる。

文部科学省独立行政法人評価委員会高等教育分科会  
日本私立学校振興・共済事業団部会

○ 部 会 長

佐 野 慶 子                      佐野公認会計士事務所長

○ 臨 時 委 員

池 端 雪 浦                      東京外国語大学名誉教授

石 堂 正 信                      株式会社 J R 東日本リテールネット  
常務取締役財務部長

桐 村 晋 次                      古河電気工業株式会社顧問

佐 藤 誠 二                      静岡大学人文学部教授

田 中                              銀座ファースト法律事務所      弁護士

# 日本私立学校振興・共済事業団(助成業務)の業務の実績に関する評価

## 項目別評価総表

項目名	中期目標期間中の評価の経年変化 <sup>※</sup>					項目名	中期目標期間中の評価の経年変化 <sup>※</sup>				
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
○業務運営の効率化に関する事項						○国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項					
(大項目名) 共通事項	A	A	A	A	A	(中項目名) 補助金等に関する情報の周知	B	A		A	A
(小項目名) 一般管理費、人件費の効率化	A	A	A	A	A	(小項目名) 補助金研修会の開催状況	—	A	A	A	A
(小項目名) 総費用縮減	A	A	A	A	A	(小項目名) 配分基準の公開状況	B	A			
(大項目名) 補助事業	A	A				(中項目名) 補助金配分方法の見直し	A	A	A	B	A
(小項目名) 申請書類の簡素化	A	A	A	A	A	(中項目名) 補助金情報の新聞等への発表	A	A	A	A	A
(小項目名) 電算処理状況の改善	A	A				(中項目名) 貸付制度の見直しについて	A	A	A	A	A
(大項目名) 貸付事業						(小項目名) 貸付条件の見直し等	—	A			
(中項目名) 回収に向けた取組み状況	A	A	A	A	A	(中項目名) 貸付制度の周知について	A	A			
(中項目名) 延滞債権への取組み	A	A	A	A	A	(小項目名) 融資ガイド等の作成・配付	—	A	A	A	A
(小項目名) リスク管理債権の割合	A	A	A	A	A	(小項目名) 融資相談会の開催による周知	A	A			
(大項目名) 受配者指定寄付金事業	A	A	A	A	A	(中項目名) 安定した貸付財源の確保	A	A			
(小項目名) 処理期間の短縮状況	A	A	A	A	A	(小項目名) 借入需要の正確な把握	A	A	A	A	A
(大項目名) 学術研究振興基金事業	A	A	A	A	A	(小項目名) 貸付に必要な資金の調達状況	A	A			
(小項目名) 対象事業の内示時期	A	A	A			(中項目名) 貸付審査期間の短縮等について	A	A	A	A	A
(大項目名) 教育条件・経営情報支援事業						(小項目名) 書類の簡素化状況	A	A			
(中項目名) 情報ネットワークの整備状況	A	A	A	A	A	(小項目名) 審査期間の短縮状況	A	A	A	A	A
(中項目名) データ作成システムの構築状況						(中項目名) 受配者指定寄付金事業の周知	A	A	A	A	A
(小項目名) 情報ネットワークの整備状況	A	A	A	A	A	(小項目名) 制度周知資料の作成・公開	—	A			
(小項目名) データ作成システムの構築状況	A	A				(中項目名) 寄付金審査手続の見直し	A	—	—	—	—
(中項目名) 情報収集・提供等の迅速化	B	A	A	A	A	(中項目名) 寄付金情報の公開	A	A	A	A	A
(小項目名) 情報収集・情報提供の電子化	—	A				(中項目名) 公募要領の周知	A	A	A	A	A
(中項目名) システムの普及・事務の効率化	A	A	A	A	A	(小項目名) 公募要領の周知等	—	A			
(小項目名) 入力システムの改善・普及	—	A				(中項目名) 選考委員会における審議内容	A	A	A	A	A
						(小項目名) 選考委員会での検討状況	A	A			

※当該中期目標期間の初年度から経年変化を記載。

備考(法人の業務・マネジメントに係る意見募集結果の評価への反映に対する説明等)

※本法人の業務・マネジメントに係る意見募集を実施した結果、意見は寄せられなかった。

# 日本私立学校振興・共済事業団(助成業務)の業務の実績に関する評価

## 項目別評価総表

項目名	中期目標期間中の評価の経年変化※					項目名	中期目標期間中の評価の経年変化※				
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
(中項目名)評価の次年度以降への反映	A	A	A	A	A	(大項目名)人件費改革に向けた取組み	—	—	—	A	A
(小項目名)委員会評価の反映状況	—	A				(大項目名)期間全体に係る予算	B	A	B	A	A
(中項目名)研究成果の普及	A	A	A	A	A	(大項目名)期間全体に係る収支計画	A	A			
(小項目名)成果物の刊行状況	A	A				(大項目名)期間全体に係る資金計画	A	A			
(中項目名)経営診断・経営相談の実施	A	A	A	A	A	○その他主務省令で定める業務運営に関する事項					
(小項目名)経営診断・相談法人数等	—	A				(中項目名)施設・設備の状況	—	—	—	A	A
(小項目名)診断等の内容と満足度	A	A				(中項目名)職員の能力向上のための研修	A	A	A	A	A
(小項目名)勉強会の開催状況	—	A				(中項目名)業務委託範囲の拡大	B	B	B	A	A
(小項目名)経営改善事例等の刊行	A	A				(中項目名)適切な人員配置の実施	A	A	A	A	A
(小項目名)アンケートによる満足度調査	A	A				(小項目名)方針に基づく適切な人事配置	—	A			
(小項目名)行政機関からの依頼への対応	A	A	A	A	A	(中項目名)人材確保のための取組み	A	A	A	A	
(中項目名)私学のニーズにあった情報提供	A	A	A	A	A	(小項目名)共同職員採用試験の活用状況	—	A			
(小項目名)総合ネットワークの整備状況	A	A				【評価基準】					
(小項目名)システム活用度調査の実施	A	A				S: 特に優れた実績を上げている。 (客観的基準は事前に設けず、法人の業務の特性に応じて評定を付す。)					
(中項目名)公表資料等の公表手段・状況	B	A	A	A	A	A: 中期計画通り、または中期計画を上回って履行し、中期目標に向かって順調、 または中期目標を上回るペースで実績を上げている。 (当該年度に実施すべき中期計画の達成度が100%以上)					
(中項目名)データチェック機能の充実	A	A	A	A	A	B: 中期計画通りに履行しているとは言えない面もあるが、工夫や努力によって、 中期目標を達成し得ると判断される (当該年度に実施すべき中期計画の達成度が70%以上100%未満)					
(小項目名)データ更新期間の短縮	A	A	A	A	A	C: 中期計画の履行が遅れており、中期目標達成のためには業務の改善が必要である。 (当該年度に実施すべき中期計画の達成度が70%未満)					
(中項目名)事業団セミナーの開催状況	—	—	A	A	A	F: 評価委員会として業務運営の改善その他の勧告を行う必要がある。 (客観的基準は事前に設けず、業務改善の勧告が必要と判断された場合に限りFの評定を付す。)					
○財務内容の改善に関する事項				A	A	※ 平成17年度まではA, B, Cの3段階評価					
(大項目名)適切な財務内容の実現等	A	A	A	B	B						
(小項目名)刊行物の販売状況	—	A									
(大項目名)財務内容の管理・運営の適正化	A	A	A	A	A						
(小項目名)財政状況の健全性の確保等	—	A									
(小項目名)リスク管理債権の割合(再掲)	A	A	A	A	A						

※当該中期目標期間の初年度から経年変化を記載。

備考(法人の業務・マネジメントに係る意見募集結果の評価への反映に対する説明等)

※本法人の業務・マネジメントに係る意見募集を実施した結果、意見は寄せられなかった。

【参考資料1】予算、収支計画及び資金計画に対する実績の経年比較(過去5年分を記載)

(単位:百万円)

区分	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	区分	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
収入						支出					
借入金	44,400	47,000	37,000	35,900	18,800	貸付金	50,958	57,247	50,445	53,751	39,044
私学振興債券	5,996	6,998	6,999	7,999	7,998	借入金償還	67,138	64,828	61,509	57,587	56,325
貸付回収金	68,140	66,810	67,023	66,156	67,404	借入金利息	18,245	16,310	14,689	13,261	12,160
貸付金利息	20,147	18,551	17,213	15,989	14,890	債券利息	191	295	412	545	696
預金利息	0	0	0	4	25	債券発行諸費	25	27	27	31	30
国庫補助金	252,376	252,364	252,335	256,210	328,050	助成金	112	112	100	0	22
受入寄付金	10,640	13,009	33,771	20,266	20,007	交付補助金	252,376	252,364	252,335	256,210	328,050
受入基金	8	11	6	6	26	配付寄付金	10,824	12,159	32,856	15,343	20,759
基金受取利息	140	98	118	110	110	学術研究振興費	180	158	140	120	115
雑収入	43	529	365	2,395	123	人件費	1,179	1,130	1,131	1,031	1,139
						一般管理費	150	168	148	168	167
						業務経費	453	357	448	425	415
						施設設備費	55	55	42	44	40
						長期勘定へ繰入	35	517	351	0	11
						雑支出				2,373	109
計	401,890	405,370	414,830	405,035	457,433	計	401,921	405,727	414,633	400,889	459,082

(単位:百万円)

区分	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	区分	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
費用						収益					
経常費用						経常利益					
交付補助金	252,376	252,364	252,335	256,210	328,050	補助金等収益	252,376	252,364	252,335	256,210	328,050
借入金利息	18,161	16,242	14,628	13,208	12,103	貸付金利息	20,085	18,584	17,185	15,995	14,915
配付寄附金	10,824	12,159	32,856	15,343	20,759	寄附金収益	11,009	12,322	33,001	15,467	20,877
一般管理費	635	609	602	575	628	財務収益・雑益	43	529	365	2,398	147
その他	1,607	2,317	5,098	4,811	2,319	受託収入	—	—	—	6	—
臨時損失	7	5	3	59	2	臨時利益	2,157	39	33	182	96
法人税、住民税及び事業税				7	3						
計	283,610	283,696	305,522	290,213	363,864	計	285,670	283,838	302,919	290,258	364,085
						純利益(損失)	2,060	142	△ 2,603	45	221
						総利益(損失)	2,060	142	△ 2,603	45	221

備考(指標による分析結果や特異的なデータに対する説明等)

※平成17年度決算において損失が計上された理由は、貸付事業を健全に行うための財務上の基盤の強化のため、学校法人への貸付債権に対する「貸倒引当金」を積み増したことによるものである。

(単位:百万円)

区分	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	区分	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
資金支出						資金収入					
業務活動による支出						業務活動による収入					
交付補助金支出	252,376	252,364	252,335	256,210	328,050	国庫補助金収入	252,376	252,364	252,335	256,210	328,050
貸付による支出	50,958	57,247	50,445	53,751	39,044	貸付金の回収による収入	68,412	67,173	67,655	66,562	67,526
長期借入金の返済による支出	67,138	64,828	61,509	57,587	56,325	長期借入による収入	44,400	47,000	37,000	35,900	18,800
借入金利息支出	18,245	16,310	14,689	13,261	12,160	貸付金利息収入	20,232	18,645	17,257	16,017	14,945
受配者指定寄付金の配付による支出	10,793	11,758	14,463	15,341	20,458	受配者指定寄付金の受入による収入	10,609	12,608	15,378	20,264	19,722
その他の支出	2,237	2,646	2,704	4,733	2,733	その他の収入	6,195	7,637	7,508	10,640	8,361
投資活動による支出	2,359	4,495	20,182	9,329	118,441	投資活動による収入	2,378	1,365	20,229	9,598	119,768
財務活動による支出	167	167	142	0	33	財務活動による収入	8	11	6	6	26
翌年度への繰越金	8,693	5,681	6,580	11,565	11,519	前年度よりの繰越金	8,356	8,693	5,681	6,580	11,565
計	412,966	415,496	423,049	421,777	588,763	計	412,966	415,496	423,049	421,777	588,763

【参考資料2】貸借対照表の経年比較(過去5年分を記載)

(単位:百万円)

区分	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	区分	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
資産						負債					
流動資産	10,684	10,197	649,085	640,140	610,237	流動負債	70,330	67,490	64,767	66,620	64,242
固定資産	676,577	666,951	8,639	8,760	8,482	固定負債	559,340	552,081	538,119	527,392	499,374
						負債合計	629,670	619,571	602,886	594,012	563,616
						資本					
						資本金	48,969	48,969	48,969	48,969	48,969
						資本剰余金	5,298	5,309	5,316	5,321	5,346
						利益剰余金	3,323	3,298	553	598	787
						(うち当期末処分利益)	2,060	142	—	45	221
						(うち当期末処理損失)	—	—	△ 2,603	—	—
						資本合計	57,591	57,577	54,837	54,888	55,102
資産合計	687,261	677,148	657,724	648,900	618,719	負債資本合計	687,261	677,148	657,724	648,900	618,719

【参考資料3】利益(又は損失)の処分についての経年比較(過去5年分を記載) (単位:百万円)

区分	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
I 当期未処分利益(又は損失)					
当期総利益	2,060	142	—	45	221
当期総損失	—	—	△ 2,603	—	—
前期繰越欠損金	0	0	0	0	0
II 利益処分額					
積立金	1,893	0	—	12	112
積立金取崩額	—	—	△ 2,603	—	—
日本私立学校振興・共済事業団法第35条第1項に基づく助成金	112	100	—	22	73
日本私立学区振興・共済事業団法附則第12条の規定に基づく長期勘定への繰入	55	42	—	11	37

備考(指標による分析結果や特異的なデータに対する説明等)

※平成17年度決算において損失が計上された理由は、貸付事業を健全に行うための財務上の基盤の強化のため、学校法人への貸付債権に対する「貸倒引当金」を積み増したことによるものである。

【参考資料4】人員の増減の経年比較(過去5年分を記載) (単位:人)

職種※	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
職員数	105	104	103	103	103

日本私立学校振興・共済事業団の助成業務に関する平成19事業年度に係る業務の実績評価

○ 業務運営の効率化に関する事項

中期計画の各項目	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準			評価項目・指標に係る実績	評 定		記載ページ							
			A	B	C		段階的評定	定性的評価及び留意事項								
I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置															
<b>1 共通事項</b> 法人の行う業務について既存事業の徹底した見直し、効率化を進める。 一般管理費及び人件費については、中期目標期間の最後の事業年度において、平成14年度比で11%以上の効率化を図ること等により、中期目標期間中の毎年度において、対前年度比1%以上の水準を目標に総費用縮減に努め、事業全体の効率化を図る。 例えば一般競争入札の積極的な導入等により、印刷製本・機関誌刊行等の調達価格を削減するなどの取組みを行う。	<b>1 共通事項</b> ○ 一般管理費等の節減 一般管理費及び人件費については、中期計画の「中期目標期間の最後の事業年度において、平成14年度比で11%以上の効率化を図ること」を踏まえ、平成14年度予算を基準として11%以上の効率化を図るため、一般競争入札の積極的な導入による調達価格の削減や経費の節約と効率的執行を図る。 総費用については、平成18年度計画予算を基準として平成19年度計画予算において1%以上の水準を目標に縮減を図る。 ただし、総費用の中には、一般管理費等の縮減を図るべき項目と「貸付金」「配付寄付金」といった事業を推進すると支出が増加する項目、また、国の予算を受けて計画予算に計上される私立大学等経常費補助金の交付に係る「交付補助金」、私立大学等経常費補助金の精算分の国庫返納に係る「雑支出」が含まれており、これらを一緒に管理すると削減効果がわかりにくいことから、当該項目については縮減の対象から除外する。	一般管理費等の節減などによる経費の抑制状況	以下の指標を踏まえて、委員の協議により評定を決定。  A: 年度計画を達成し、着実に成果を上げている B: 年度計画をほぼ達成し、おおむね成果を上げている C: 年度計画をほとんど達成していない	一般管理費及び人件費の平成19年度計画予算額は、平成14年度予算額1,534百万円に対して、1,364百万円(11.1%縮減)とした。  ※平成19年度より随意契約から一般競争入札へ移行 ・自動車運行業務 ・施設警備業務 ・受付・電話交換業務 ※契約状況 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td></td> <td>18年度</td> <td>19年度</td> </tr> <tr> <td>・一般競争契約</td> <td>30.3%(10件)</td> <td>39.3%(11件)</td> </tr> <tr> <td>・随意契約</td> <td>69.7%(23件)</td> <td>60.7%(17件)</td> </tr> </table>		18年度	19年度	・一般競争契約	30.3%(10件)	39.3%(11件)	・随意契約	69.7%(23件)	60.7%(17件)	A	・「特殊法人における随意契約の適正化の推進について」(平成19年12月27日付事務連絡)等も踏まえた随意契約の見直しが積極的に行われ、一般競争契約の件数及び割合が増加したことは評価できる。引き続き、契約の適正化に努力されたい。  ・ 予算対比だけでなく、実績対比で見ても年度計画は達成しており、一般管理費等の節減に着実に取り組んでいると評価できる。引き続き、業務の効率化に努められたい。	35 ～ 38
			18年度	19年度												
		・一般競争契約	30.3%(10件)	39.3%(11件)												
・随意契約	69.7%(23件)	60.7%(17件)														
一般管理費及び人件費の効率化の達成率	11%以上	7%以上	7%未満	一般管理費及び人件費 平成14年度予算 1,534百万円 平成19年度計画予算 1,364百万円(14年度比 △11.1%) 平成19年度実績 1,305百万円(予算執行率 95.7%)	A											
総費用縮減の達成率	1.0%以上	0.5%以上	0.5%未満	総費用[貸付金、交付補助金、配付寄付金、雑支出を除く] 平成18年度計画予算 73,832百万円(17年度比 △6.2%) 平成19年度計画予算 69,860百万円(18年度比 △5.4%) 平成19年度実績 71,119百万円(予算執行率 101.8%)  ※19年度実績については学校法人からの補償金付繰上償還2,042百万円の受入れがあり、同額を国(財政融資資金)へ繰上償還したため予算超過となった。	A											
<b>2 補助事業</b> 当該事業の目的等 私立大学等の教育条件の維持及び向上並びに私立大学等に在学する学生に係る修学上の経済的負担の軽減を図るとともに、私立大学等の経営の健全性を高め、もって私立大学等の健全な発達に資するため、事業団が国から私立大学等経常費補助金(以下「補助金」という。)の交付を受け、これを大学等を設置している学校法人に交付する。	<b>2 補助事業</b>															

中期計画の各項目	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準			評価項目・指標に係る実績	評 定		記載ページ
			A	B	C		段階的評定	定性的評価及び留意事項	
この補助金の交付事務に当たり申請書類の簡素化及び電算処理方法の改善等により迅速化を図り、学校法人に対する交付決定の時期を早め、中期目標期間中に1月までに行うこととする。	○ 交付決定時期の早期化 文部科学省と配分方針等を協議し、早期に結論を得て「取扱要領・配分基準等」の改定・整備等を実施する。また、補助金申請手続きの電子化を進めることなどにより事務の効率化を図り、学校法人に対する交付決定を1月までに行う。	補助金の交付事業に関する簡素化及び迅速化の状況	A: 年度計画を達成し、着実に成果を上げている B: 年度計画をほぼ達成し、おおむね成果を上げている C: 年度計画をほとんど達成していない	平成19年度補助金の交付決定時期の早期化のため、取扱要領・配分基準を、20年1月25日に改正し、また、一般補助申請書類の見直しによる提出書類の削減など交付事務処理の簡素化を図り、1月31日に交付決定した。 ○ 交付決定 ・平成20年1月31日 619法人 875校 (平成18年度 平成19年2月19日 618法人 872校) ※平成20年1月末に1大学法人の不祥事が発覚し、2月4日に当該法人より、補助金の辞退届けが提出されたことから、当該補助金額の再交付のため、20年2月26日に618法人874校に対し、変更交付決定を行った。 ○ 申請手続きの電子化などによる事務の効率化 ・一般補助に係る申請書類の電子化 平成18年度から実施している交付申請書類の提出に加え、19年度より補助金算定に必要な各種調査等についても「電子窓口」を利用することにより、電子申請の利用範囲を拡大した。 ・特別補助に係る申請書類の電子化 調査票の電子化を平成20年度から実施することとし、19年度については、各種調査票のうち補助金算定に必要なデータの提出のみ「電子窓口」を利用した電子申請を行った。	A	・ 交付決定時期について、計画どおり早期化を達成していると評価できる。 今後とも、学校法人の事務手続きの負担軽減等のため、申請書類の簡素化等と併せ、交付決定時期の早期化に努められたい。	39 ～ 40		
<b>3 貸付事業</b> 当該事業の目的等 私立学校教育の充実及び向上並びに 学校法人等の経営の安定のため、長期かつ低利の固定金利で、私立学校の校地、校舎等の施設設備及びその他経営のために必要な資金を私立学校を設置している学校法人等に貸し付ける。 (1) 償還予定法人等に対して、返済期日の1か月前に払込み期日の案内(払込通知書)を送付して返済忘れのないよう注意を喚起し、期日に返済のなかった法人等には直ちに問い合わせをするなどして、中期目標期間中の貸付金の回収率を高め財務基盤の健全性を図る。	<b>3 貸付事業</b>  (1) 平成19年度償還の取組み 貸付金の確実な償還を促すよう以下の取組みを行う。  ア 償還の案内をホームページ及び「月報私学」に掲載する。  イ 振込期日の案内(払込通知書)を償還日の前月までに送付する。  ウ 未償還法人等に対しては、電話及び文書による督促を迅速に行う。	当該年度分の適切な回収に向けた取組み状況	A: 年度計画を達成し、着実に成果を上げている B: 年度計画をほぼ達成し、おおむね成果を上げている C: 年度計画をほとんど達成していない	(1) ホームページや「月報私学」に「償還の案内」を掲載するとともに、払込期日の案内、未償還法人等への督促を迅速に行い、貸付金の回収率は、98.86%(平成18年度 99.41%)となった。  ・平成19年9月15日・20日償還分の対処 1,483法人等に対し、8月30日に払込通知書を送付した。払込指定期日までに返済されなかった法人について、9月26日～28日に電話による問い合わせ、10月26日(以降毎月)に文書による督促を行った。 この結果、平成20年3月末までの回収額は40,581,545千円(請求額40,795,255千円)となり回収率は99.48%(平成18年度99.48%)、未収法人は1法人となった。 この1法人については引き続き電話・文書による督促を実施し、都道府県とも連絡をとりながら滞納解消に取り組んでいる。  ・平成20年3月15日・20日償還分の対処 1,460法人等に対し、平成20年2月29日に払込通知書を送付した。払込指定期日までに返済されなかった法人について、3月27～31日に電話による問い合わせを行った。 この結果、平成20年3月末までの回収額は24,700,960千円(請求額24,520,770千円)となり回収率は99.23%(平成18年度99.08%)、未収法人は7法人となった。	A	・ 貸付金の回収率は平成18年度に比べ低下したものの、未収の法人数は僅かではあるが減少しており、評価できる。	41 ～ 43		

中期計画の各項目	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準			評価項目・指標に係る実績	評 定		記載ページ
			A	B	C		段階的評定	定性的評価及び留意事項	
						この7法人については引き続き文書による督促を平成20年4月11日に行い、平成20年5月末現在、このうち6法人について回収した。残りの1法人については、電話・文書による督促を引き続き実施し、都道府県とも連絡をとりながら滞納解消に取り組んでいる。			
(2) 延滞となっている貸付金については、当該学校法人等の返済意欲を失わせないよう法人等との連絡を密にし、中期目標期間末において、貸付残高に占めるリスク管理債権の割合を3.5%以下とする。	<p>(2) リスク管理債権の抑制</p> <p>① 新規滞納発生の抑制 早期の情報収集及び経営状況等のモニタリングを強化することにより、新規滞納を抑制する。</p> <p>② 新規滞納発生法人への取組み 電話・面談・出張等により早期に現況を把握し、返済計画を相談・検討する。</p> <p>③ 滞納法人への督促 ア 学校法人の計画返済の履行状況等に応じ、電話・面談による督促を行い、現状を把握する。 イ 文書による督促を行う。ただし、滞納状況に応じ、法的措置を含んだ内容とする。 ウ 滞納状況に応じ、出張による督促を行う。 エ 都道府県所轄学校法人の滞納状況、返済履行状況等に応じ、所轄都道府県主管課から現況を把握する。</p> <p>④ 債権管理の強化 滞納法人、貸出条件緩和法人、経営困難法人等に対し、私学経営相談センター、補助金課等及び外部専門家(弁護士、公認会計士等)と連携し、債権の保全及び回収の強化を図る。</p>	延滞債権の適切な回収に向けた取組み状況	<p>A: 年度計画を達成し、着実に成果を上げている</p> <p>B: 年度計画をほぼ達成し、おおむね成果を上げている</p> <p>C: 年度計画をほとんど達成していない</p>	<p>(2) リスク管理債権の抑制</p> <p>① 新規滞納の発生を抑制するため平成18年度末貸付残高のある法人1,500法人について、債務者区分に基づく信用格付けの推移を確認した。また、平成18年度新規貸付法人96法人のうち、75法人について事業実施状況調査を実施し、経営状況・融資の成果の確認を行った。その結果、新規貸付法人について滞納の発生はなかった。</p> <p>② 平成19年3月において新たに元利金を滞納した5法人について、文書、電話、面談による督促、状況把握に努めた結果、平成20年3月末にはこれらの法人の滞納が解消された。 また、平成19年9月において新たに16法人について元利金の滞納が発生したが、文書、電話、面談による督促、状況把握に努めた結果、平成20年3月末には、1法人となった。この1法人についても、引き続き状況把握に努め、滞納解消に向けた取組みを行っている。</p> <p>③ 平成18年度末の長期滞納法人32法人に対し、次の取組みを行った。 ア 電話、面談による督促を毎月実施し、年間延べ161法人に実施した。  イ 文書による督促を毎月行った。このうち、長期滞納法人1法人について法的措置を含む文書を送付した。  ウ 6月～2月にかけて、出張による督促を22法人に実施した。  エ 年間延べ55法人について、これらの法人を所管する16都道府県主管課に連絡し、補助金の状況等個別法人の現況把握に努めた。</p> <p>④ 信用リスクの高い法人について、私学経営相談センターと協働してプロジェクトチームを編成し、リスク管理債権の圧縮に努めた。 また、滞納法人との調停(1法人)、民事再生申立法人(1法人)及び滞納法人(1法人)の提訴等について、顧問弁護士と連携して対応した。</p>	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>延滞債権の回収努力を十分に行っていることは評価できる。引き続き、貸付先法人のモニタリングや、延滞債権の滞納解消及び回収に努めるなど、更なるリスク管理機能の強化を図りたい。</li> </ul>	44 ～ 46		

中期計画の各項目	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準			評価項目・指標に係る実績	評 定		記載ページ
			A	B	C		段階的評定	定性的評価及び留意事項	
	⑤ 平成19年度末のリスク管理債権の割合 平成19年度末の貸付残高に占めるリスク管理債権の割合を3.2%以下とする。	リスク管理債権の割合	3.2% 未満	3.2% 以上 3.5% 未満	3.5% 以上	⑤ 民間金融機関の基準に準じて算定した平成19年度末のリスク管理債権額は、12,553,459千円(34法人)となり、平成19年度末総貸付残高606,204,429千円(1,463法人)に対するリスク管理債権の割合は、2.07%となった。 なお、18年度に民事再生手続を行った1法人について19年度末に債権償却等を実施した。 (リスク管理債権額の割合) 15年度末 16年度末 17年度末 18年度末 19年度末 2.32% 2.26% 2.23% 2.04% 2.07% ※19年度のリスク管理債権の割合は、18年度に比べ上昇しているが、これは、19年度末の貸付残高の減少によるものであり、リスク管理債権額は18年度末より減少している。 ・リスク管理債権額 19年度末 12,553,459千円(18年度末 12,975,208千円)	A	・リスク管理債権の割合について年度計画を達成しており、評価できる。	46
<b>4 受配者指定寄付金事業</b> 当該事業の目的等 （私立学校の教育と研究の振興のため、法人又は個人より寄付金を受け入れ、これを寄付者が指定した学校法人に配付する。 この受配者指定寄付金には、寄付者に対する所得税、法人税における税法上の優遇措置がとられる。 受配者指定寄付金の配付に当たっては、厳正な審査を引き続き実施しつつ、審査手続の見直しなどの事務手続の効率化を図り、1件当たりの平均処理期間を中期目標期間中に5%以上短縮する。	<b>4 受配者指定寄付金事業</b> 受配者指定寄付金の配付に当たっては、厳正な審査を引き続き実施しつつ、配布希望が集中する月には審査及び配布の回数を増やすことにより、1件当たりの平均処理期間を平成14年度を基準として5%以上短縮する。	受配者指定寄付金の配付における手続の効率化状況	A: 年度計画を達成し、着実に成果を上げている B: 年度計画をほぼ達成し、おおむね成果を上げている C: 年度計画をほとんど達成していない			配付申請から配付までの平均処理期間を短縮するため、平成15年度から配付に係る審査手続の見直しを行い、資金交付日を月末1営業日前から2営業日前に短縮している。 平成19年度も引き続き審査決定から寄付金配付(送金)までに要する日数の短縮に努め、また、配付希望が集中した1月と3月には審査及び配付を月2回実施し、学校法人の希望に応えた。 この結果、寄付金の配付申請から寄付金の配付までの1件当たりの平均処理期間は24.64日となり、14年度の平均処理期間30日に比して、17.86%の短縮となった。	A	・受配者指定寄付金の配布申請数が平成15年度に比して約2.4倍に増加する中、1件当たりの平均処理期間について短縮(効率化)を果たしており、評価できる。	47
		1件当たりの処理期間の短縮状況	5% 以上	4% 以上 5% 未満	4% 未満	配付平均処理期間の短縮割合(14年度比) 15年度 16年度 17年度 18年度 19年度 3.6% 3.0% 4.51% 5.26% 17.86%	A		

中期計画の各項目	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準			評価項目・指標に係る実績	評 定		記載ページ
			A	B	C		段階的評定	定性的評価及び留意事項	
<p><b>5 学術研究振興基金事業</b> 当該事業の目的等 私立大学等における特色のある学術研究の振興に寄与し、社会的要請の強い学術研究を助成するため、経済界、私学関係者等広く一般から寄付金を受け入れた学術研究振興基金の運用益を、学術研究振興資金として私立大学等が行う学術研究に直接必要な経費に対し交付する。</p> <p>学術研究振興資金の交付について、厳正な審査を引き続き実施しつつ、電算処理方法の改善等を図り、内示の時期に当たっては中期目標期間中に前年度2月までに行う。</p>	<p><b>5 学術研究振興基金事業</b></p> <p>平成20年度学術研究振興資金の交付について、公募時期を早期化するとともに、厳正な審査を引き続き実施しつつ、外部の選考委員の評価による評価点を早期に確定し、選考委員会の開催を早めることにより、平成20年度分の内示を平成20年2月28日までに行う。</p>	<p>学術研究振興基金事業に係る内示の早期化の状況</p>	<p>A: 年度計画を達成し、着実に成果を上げている</p> <p>B: 年度計画をほぼ達成し、おおむね成果を上げている</p> <p>C: 年度計画をほとんど達成していない</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 20 年度分の学術研究振興資金の公募について、研究計画書の送付を平成 19 年度分より 1 日早めて、19 年 9 月 6 日に実施した。また、学術研究計画調書の公募要領、記入要領、公募書類の様式をホームページに掲載し、ダウンロードして使用できるようにして、計画書記入の利便を図った。</li> <li>平成 20 年度分の公募から、私立大学等の若手研究者を支援する「学術研究振興資金(若手研究者奨励金)」を新たに創設しており、「学術研究振興資金」と同様に、公募要領等一式をホームページに掲載した。</li> <li>各選考委員による評価においては、厳正な審査が実施され、各研究分野の評価点・若手研究者の評価点を 20 年 1 月 28 日に確定した(19 年度分: 19 年 1 月 26 日)。</li> <li>学術研究振興資金選考委員会は、平成 20 年 2 月 22 日に開催した(19 年度分: 19 年 2 月 22 日)。</li> <li>学術研究振興資金選考委員会において、学術研究振興資金は 89 研究、若手研究者奨励金は 23 研究を採択し、学校法人への内示を、20 年 2 月 28 日に行った(19 年度分: 19 年 3 月 2 日)。</li> </ul>	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>学術研究振興資金の意義に鑑み、若手研究者支援のための資金を創設したことは評価できる。引き続き、厳正な審査を行うとともに、真に学術研究の振興に寄与する資金となるよう、努められたい。</li> </ul>	48		
<p><b>6 教育条件・経営情報支援事業</b> 当該事業の目的等 私立学校の教育条件及び学校法人の経営に関し、情報の収集、調査及び研究分析を行い、その成果を提供するとともに、関係者の依頼に応じて相談、指導・助言を行う。</p> <p>私学サーバファームを中核とする総合的情報ネットワークの整備に努め、総合的・効率的な私立学校の情報の収集・蓄積・提供を目的とする私学データバンクを構築し、私立学校の経営支援等のために必要な情報提供を図る。</p>	<p><b>6 教育条件・経営情報支援事業</b></p> <p>(1) 私学データバンク構築のための総合的情報ネットワークの整備について、私学コミュニティゾーンにおける電子窓口を活用する。</p> <p>ア e-マネージャ(インターネットを利用した学校法人基礎調査入力システム)を円滑に運用する情報窓口を設置する。</p>	<p>私立学校の教育条件・経営情報支援事業の実施状況</p>	<p>A: 年度計画を達成し、着実に成果を上げている</p> <p>B: 年度計画をほぼ達成し、おおむね成果を上げている</p> <p>C: 年度計画をほとんど達成していない</p>	<p>(1) 私学データバンク構想におけるワンソース・マルチユース環境を実現し、学校法人の各種調査に係る事務負担の軽減と私学データの量的拡大及び質的充実を図った。</p> <p>ア 学校法人がe-マネージャを円滑に運用するために必要な操作マニュアル等をインターネットで取得できる電子窓口の機能整備として、情報窓口を設置した。また、情報窓口で提供するため、平成 20 年度学校法人基礎調査票e-マネージャ操作マニュアル、短期間で理解可能な操作ガイド、入力要領等の内容を改善し、さらにQ&amp;Aを新たに作成した。</p> <p>これらのe-マネージャ操作マニュアル等をインターネットで取得可能とするため、20 年 3 月 27 日に電子窓口の機能整備を完了した。</p>	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報窓口の設置にあたり、e-マネージャ操作マニュアルや操作ガイド、Q&amp;Aを新たに作成するなど、利用者である私立学校の視点に立った取組みが行われていることは評価できる。</li> </ul>	49 ～ 51		

中期計画の各項目	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準			評価項目・指標に係る実績	評 定		記載ページ
			A	B	C		段階的評定	定性的評価及び留意事項	
	イ 文字情報の収集とデータベース化の構築計画を作成する。					イ 電子窓口の活用による文字情報の収集とデータベース化の構築計画作成のため、19年6月までに要望書の取りまとめを行い、また、外部機関と打合せをして意見聴取を行った。 これらの検討に基づき、文字情報の収集・データベース化の構築計画を作成し、構築計画に基づいた電子窓口の機能整備を図った。 その後、事業団内部の試行整備として、学校法人基礎調査にて収集された文字情報(法人の設立目的・組織図・沿革)をデータベース化し、検証作業を経て、20年3月より検索を可能とした。			
	<p>(2) 私立学校へ提供する情報の充実</p> <p>① 私学経営相談センターが行う私立学校の教育条件及び経営に関する調査研究分析に収集されたデータを提供するとともに、私立学校への情報提供拡充のため、提供システム(私学データ作成システム)を追加、拡充させる。当該システムの利用促進活動については、学校法人を訪問して各学校法人の実態に即した対応を行うとともに、私学団体等の研修会等においても引き続き実施する。 ・教育研究条件・財務状況分析表のコンテンツ追加・拡充</p> <p>② 情報提供システムの拡充 ア 学校法人ポータルサイト構築計画を作成する。</p> <p>イ 今日の私学財政閲覧システムの利用範囲の拡大検討を行う。</p> <p>ウ 学校法人経営事例提供システム(仮称)構築計画を作成する。</p>	私学データ作成システムの構築状況	<p>A: 年度計画を達成し、着実に成果を上げている</p> <p>B: 年度計画をほぼ達成し、おおむね成果を上げている</p> <p>C: 年度計画をほとんど達成していない</p>	<p>(2) 私立学校へ提供する情報の充実</p> <p>① 平成19年度については、私学データ作成システムについて以下の追加・拡充を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・分析のための条件設定画面の表示方法の変更</li> <li>・データ分析・財務比率推移グラフの分析出力単位の追加</li> <li>・各種帳票における母集団設定の一部変更</li> <li>・データ分析のうち「教育研究条件一覧表」「人件費支出一覧表」の分析を合算値だけでなく平均値でできる機能</li> </ul> <p>○情報提供システムの利用促進(デモンストレーションや機能・操作等の説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・私学団体等の研修会(参加565法人)</li> <li>・学校法人の希望に応じて個別訪問(10法人)</li> </ul> <p>○「今日の私学財政閲覧システム」への追加</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「今日の私学財政-平成18年度版-」(幼稚園・特殊教育諸学校編)</li> <li>・「今日の私学財政-平成18年度版-」(専修学校・各種学校編)</li> <li>・「今日の私学財政-平成19年度版-」(大学・短期大学編)</li> <li>・「今日の私学財政-平成19年度版-」(高等学校・中学校・小学校編)</li> </ul> <p>○効果(アクセス数)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・私学データ作成システム 3,666件(18年度 4,674件)</li> <li>・「今日の私学財政」閲覧システム 12,498件(18年度 17,541件)</li> </ul> <p>② 情報提供システムの拡充 ア 「学校法人ポータルサイト」とは、現在、学校法人と事業団の間でインターネットを介して稼働している各種の情報提供システムを学校法人が利用する場合、システム毎に認証が必要となっているところ、1つの認証画面とすることによって、効率的に利用が可能となる仕組みである。これについて、平成20年度の構築に向けた計画を作成した。</p> <p>イ 今日の私学財政閲覧システムの利用範囲の拡大について検討を行った結果、学校法人の要望を考慮し、学校法人内で当該システムを使用することのできる認証数を増やすこととした。なお、一般社会への閲覧については、平成20年度以降引き続き検討する。</p> <p>ウ 従来事業団が持っていたデータベースは、財務関係や学生数など学校法人の経営に関する「数値情報」が主であったが、これに加え、これまで事業団が経営相談等の業務を通じて蓄積してきた経営改革事例等の「文字情報」についてもキーワード検索等で活用できるようなシステム(学校法人経営事例提供システム(仮))について、その構築計画を作成した。</p>	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・私学データ作成システムへのアクセス数については昨年度より減少したものの、機能の充実等に関する取組みは年度計画どおり適切に行われており、次年度以降の効果が期待される。</li> </ul>	51～53		

中期計画の各項目	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準			評価項目・指標に係る実績	評 定		記載ページ
			A	B	C		段階的評定	定性的評価及び留意事項	
<b>7 情報収集・提供・広報・普及啓発</b> (1) インターネットや電子メールを積極的に活用することにより、情報収集を迅速化し、事務の効率化を図る。 ホームページにより提供情報の電子化を促進し、広く一般に対する広報活動等の迅速化に努め、事務の効率化を図る。	<b>7 情報収集・提供・広報・普及啓発</b> (1) 情報収集及び情報提供の迅速化 情報収集及び情報提供の迅速化を図るため、インターネット・電子メール・ホームページを積極的に活用する。 ① インターネット・電子メールの活用による情報収集 ア インターネットによる私立学校等に関する情報の収集 イ 私立学校等との連絡のための電子メールの活用 ② ホームページによる提供情報の電子化 ホームページを活用し、広報活動の迅速化、事務の効率化を図る。 ア 補助事業、貸付事業、受配者指定寄付金事業、学術研究振興基金事業、教育条件・経営情報支援事業等に関する情報 イ アの事業の「調査票」「申請書」等	情報収集・提供・広報・普及啓発に関する効率化の状況	A: 年度計画を達成し、着実に成果を上げている B: 年度計画をほぼ達成し、おおむね成果を上げている C: 年度計画をほとんど達成していない	(1) インターネットや電子メールを積極的に活用し、情報収集及び情報提供の迅速化を図ることによって、既に情報提供システム(「私学データ作成システム」等)を利用している先行学校法人の利便性を向上させるとともに、未利用の学校法人にも有用な活用方法を示し、その利用促進に努めた。 ① インターネット・電子メールを活用し情報収集を行った。 具体的取組については以下の通り。 ア インターネットを利用した基礎調査票e-マネージャによる提出率の向上に努めたほか、各部署では、随時インターネットにより私立学校等の関連情報を収集し、学校法人への各種サービス提供の迅速化を図った。 ○入力システム「基礎調査表 e-マネージャ」による提出状況 ・大学・短期大学・高等専門学校法人 提出率 100% (18年度 99.8%) ・高等学校・中等教育学校・中学校・小学校法人 提出率 50.7% (18年度 31.3%) 計 74.0% (18年度 63.7%) イ 私立学校、関係官庁等の連絡に随時電子メールを活用することにより、ペーパーレス化を推進し、業務の効率化に努めた。 平成19年度は、電子窓口の機能整備のため、調査様式等の配付を事務担当者にメールで知らせる「電子メール自動配信システム」を構築した。 ○電子メールの利用件数 発 信 58,504 件 (18年度 52,069 件) 受 信 285,458 件 (18年度 147,263 件) ② ホームページを活用し、広報活動の迅速化を図った。 具体的取組については以下の通り。 ア 学校法人等へ補助事業、貸付事業、受配者指定寄付金事業、学術研究振興基金事業、教育条件・経営情報支援等に関する情報を、各部署からの依頼に基づきホームページで提供した。 イ 次の調査票等を掲載し、事務効率化を図った。 ・平成19年度学校法人等基礎調査記入様式 ・私立大学等経常費補助金(特別補助)に係る実績見直しについて(依頼) ・平成19年度私立大学等経常費補助金に係る資料の提出について ・平成19年度私立大学等経常費補助金特別補助調査票関係 ・平成20年度学術研究振興資金公募様式等 ・平成20年度事業団の借入希望及び施設・設備計画 ・平成19年度融資相談票様式	A	・文部科学大臣所轄の学校法人について、入力システム「基礎調査票e-マネージャ」による提出率を100%達成したことは評価できる。	54 ～ 57		

中期計画の各項目	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準			評価項目・指標に係る実績	評 定		記載ページ
			A	B	C		段階的評定	定性的評価及び留意事項	
	ウ 学校法人会計Q&A  エ 法令で公表が義務付けられている情報  ③ ホームページの見直し ホームページを利用しやすくするために、リニューアルを行う。					ウ 学校法人会計Q&Aについては平成20年3月に更新し、掲載している。 エ 法令で公表が義務付けられている情報 ・事業団法による公表 ・独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律による公表 ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律による公表 ・独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律による公表 ③ 事業団ホームページについて、他の独立行政法人や都道府県等の例も参考にしながら、利用者が活用しやすくなるよう改善点を検討した。 平成19年度は、私学振興事業本部のトップページについて、従来の画面を改め、助成業務の事業ごとに掲載項目を整理するとともに、新たに「更新情報」を加え、より見やすく利用しやすいものにリニューアルをした。		・HPのリニューアルにより、より検索等がしやすくなったことは評価できる。	
(2) 電子媒体による入力システムの開発により環境の整備に努めるとともに、学校法人等に対し各種研修会等を通じ当該入力システムの普及を推進し、事務の効率化を図る。	(2) e-マネージャの改善と普及  ① 学校法人の利用を促進するためe-マネージャの改善を行うとともに、私学経営相談センター等の業務で早期に利用可能とする取組みを行う。  ② 高等学校法人等へのe-マネージャの普及 ア 利用案内を送付する。  イ 「月報私学」に利用案内を掲載する。  ウ 出張時等に利用案内を行う。	提出書類の電子媒体化の整備状況	A: 年度計画を達成し、着実に成果を上げている B: 年度計画をほぼ達成し、おおむね成果を上げている C: 年度計画をほとんど達成していない	(2) e-マネージャの改善と普及のため、以下の取組を行い、学校法人の利用を促進した。  ① 利用促進及び早期利用のための改善 ・e-マネージャの誤入力等に関するエラーメッセージは画面上での確認のみであったが、入力作業の軽減・迅速化を図るため、メッセージをダウンロードできる機能を構築した。 ・誤入力等によるエラーが、入力画面とは別の画面にメッセージ表示されるものがあったが、エラーメッセージを即時確認するため、両画面を統一した。 ・e-マネージャで入力された過年度情報について、帳票イメージ(PDF)によるダウンロードを可能とし、利便性を向上した。 ・19年度より実施した教職員数一元化調査で得られた情報について、WEBシステム対応(インターネット対応)のデータベースとするシステムを構築した。 ・e-マネージャの操作マニュアル・入力要領等ダウンロードできる連絡掲示板を構築した。  ② 高等学校法人等へのe-マネージャの普及のため、以下の取組を行った。 ア ○操作方法を記載した入力システム利用案内の送付 ・入力システムを使用することの可能な大学～小学校法人 [1,414法人](平成19年4月13日) ・納付金一元化調査の調査対象となる大学～高等専門学校法人 [669法人](平成20年1月25日) ○学校法人へ配付する操作マニュアル(冊子)の変更 平成18年度に引き続き、学校法人事務担当者からのメール、電話で質問の多かった内容や私学団体から要望のあった内容を検討し、操作方法マニュアル(冊子)に反映させた。  イ 「月報私学」平成19年4月号に入力システムの利用に関する案内を掲載した。  ウ 特別支援学校法人・幼稚園法人・専修学校法人・各種学校法人・その他の法人・個人立の学校を対象とする学校法人等基礎調査のインターネット化について、紙媒体による調査のとりまとめ等協力を得ている都道府県主管課に出張して意見聴取を実施するとともに、併せてe-マネージャの案内等を行った(25道府県)。 意見聴取の内容については、高等学校等を対象としたe-マネージャの改善計画など、今後の普及の在り方の参考とした。	A	・年度計画を着実に達成していると評価できるが、引き続き、高等学校法人等へのe-マネージャの普及に努力されたい。	58 ～ 60		

中期計画の各項目	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準			評価項目・指標に係る実績	評 定		記載ページ
			A	B	C		段階的評定	定性的評価及び留意事項	
	(3) 都道府県を介して実施している調査のインターネット化 幼稚園・専修学校・各種学校法人等を対象とした調査について、インターネットを利用した情報収集計画を作成する。					(3) 平成19年4月から都道府県を介して実施している、幼稚園・専修学校・各種学校法人等を対象とした基礎調査のインターネット化全般について内部検討が進められた。 内部検討の一環として、文部科学省の学校基本調査収集システムの機能について勉強会を開催した。また、都道府県の協力のもとに紙媒体によるデータ収集を行っている現在の調査形態や、インターネット化を推進する上での要望・問題点を把握するため、職員が道府県主管課に出張して意見聴取を実施した。 学校法人基本調査収集システムの勉強会については、19年7月30日に報告書を取りまとめ、19年10月から報告書の内容について随時内部検討を行った。これらの結果、帳票イメージによる電子調査などにメリットを見出し、情報収集計画を作成した。			60 ～ 61

○ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

中期計画の各項目	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準			評価項目・指標に係る実績	評 定		記載ページ																																				
			A	B	C		段階的評定	定性的評価及び留意事項																																					
II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置																																												
1 補助事業 (1) 補助対象経費や補助金の交付条件等を学校法人に周知するため、全国5会場において補助金事務担当者研修会を毎年度開催するとともに、配分基準等をホームページで公開する。	1 補助事業 (1) 補助対象経費や補助金の交付条件等の学校法人への周知  ① 補助金事務担当者研修会の開催 全国6会場において補助金配分方法の見直しに伴う変更点を中心とした研修会を開催する。なお、参加した学校法人を対象に、研修内容の理解度等に関するアンケート調査を実施し、その結果を基に、平成20年度以降の研修内容の改善を図る。	学校法人への交付条件等の周知状況	A: 年度計画を達成し、着実に成果を上げている B: 年度計画をほぼ達成し、おおむね成果を上げている C: 年度計画をほとんど達成していない	(1) 補助金の交付条件等を学校法人に周知するため研修会を実施するとともに、取扱要領・配分基準もホームページに迅速に公開した。  ① 平成19年度は一般補助、特別補助ともに配分方法に大きな見直しを行ったため、補助金事務担当者へ変更点の周知を重視した経験者編のみの開催とした。 また、前年度と同様、申請書類等の提出期限より前に研修会を開催することにより、学校法人における作成・提出事務の円滑化と補助金事務の周知を図った。 当該研修会には、3,250人の参加(延べ人数)があり、参加者に対し「研修内容の理解度等」に関するアンケートを実施した結果83.0%の理解度を得た。 アンケートには、開催時期や研修プログラム等への意見も多く寄せられたことから、平成20年度の研修会に向けてプロジェクトチームを発足させ、参加者の理解度をより高めるための研修内容及び開催時期等を検討した。	A	・ 研修会の研修内容や開催時期等については、引き続き、参加者からのアンケート等も踏まえ、適切なものとなるよう留意が必要である。	62 ～ 63																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>開催日</th> <th>会 場</th> <th>参加法人数</th> <th>参加人数(延べ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5/9-10</td> <td>東京都 文京学院大学</td> <td>336</td> <td>1,628</td> </tr> <tr> <td>5/15</td> <td>大阪市 大阪学院大学</td> <td>169</td> <td>631</td> </tr> <tr> <td>5/17</td> <td>名古屋市 愛知大学</td> <td>85</td> <td>311</td> </tr> <tr> <td>5/24</td> <td>仙台市 宮城県民会館</td> <td>44</td> <td>129</td> </tr> <tr> <td>5/29</td> <td>札幌市 札幌学院大学</td> <td>33</td> <td>168</td> </tr> <tr> <td>5/31</td> <td>福岡市 福岡大学</td> <td>84</td> <td>383</td> </tr> <tr> <td colspan="2">計 6会場</td> <td>751</td> <td>3,250</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>(平成18年度)</td> <td>1,150 3,871</td> </tr> </tbody> </table>						開催日	会 場	参加法人数	参加人数(延べ)	5/9-10	東京都 文京学院大学	336	1,628	5/15	大阪市 大阪学院大学	169	631	5/17	名古屋市 愛知大学	85	311	5/24	仙台市 宮城県民会館	44	129	5/29	札幌市 札幌学院大学	33	168	5/31	福岡市 福岡大学	84	383	計 6会場		751	3,250			(平成18年度)	1,150 3,871				
開催日	会 場	参加法人数	参加人数(延べ)																																										
5/9-10	東京都 文京学院大学	336	1,628																																										
5/15	大阪市 大阪学院大学	169	631																																										
5/17	名古屋市 愛知大学	85	311																																										
5/24	仙台市 宮城県民会館	44	129																																										
5/29	札幌市 札幌学院大学	33	168																																										
5/31	福岡市 福岡大学	84	383																																										
計 6会場		751	3,250																																										
		(平成18年度)	1,150 3,871																																										
※ 研修内容の理解度:83.0% (平成18年度:88.5%)																																													

中期計画の各項目	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準			評価項目・指標に係る実績	評 定		記載ページ
			A	B	C		段階的評定	定性的評価及び留意事項	
	② 配分基準等のホームページでの公開 ア 取扱要領 イ 配分基準 ウ 特別補助配分基準 エ 各種調査票(一般補助、特別補助)					② 以下のとおり、取扱要領・配分基準承認後に迅速に公開を行った。 ○取扱要領・配分基準のホームページ公開 平成20年3月5日に公開(平成18年度:平成19年2月16日公開) ○調査票様式(「電子窓口」での公開) 一般補助:平成19年6月28日、9月11日、10月19日 特別補助:平成19年5月21日、6月20日、7月18日、8月27日 なお、調査スケジュールについて、平成19年7月18日にホームページに掲載した。			
(2) 文部科学省の交付要綱の見直し等の状況を踏まえつつ、配分方法について見直しを適時適切に行い、補助効果を高めることとする。	(2) 配分方法の見直し 補助金の配分方法のうち、以下の事項について見直しを行う。 ア 定員割れ大学等への配分方法  イ 特別補助の配分方法  ウ 調整係数表  エ 補助単価	補助金配分方法の見直し状況等	A: 年度計画を達成し、着実に成果を上げている B: 年度計画をほぼ達成し、おおむね成果を上げている C: 年度計画をほとんど達成していない	(2) 補助金の算定にあたり適正かつ効率的な配分を行うため、以下の見直し、検討を行った。  ア 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(いわゆる「骨太の方針2006」)に盛り込まれた「私学助成予算の1%削減」に伴う見直しとして、経営改善を促す観点から、定員割れ大学等の定員充足率68%以下の学部等について、A調整(収容定員に対する在籍学生数の割合)により、一般補助における減額を強化した。 一方、特別補助においては、経営の効率化や学校規模の適正化など経営改善に向けた計画を作成し実施する私立大学等に対し、定員割れ解消への取組みを促進するため、収容定員に基づき、特別補助において一定額を増額した。  イ 従前の「特別補助」及び「私立大学教育研究高度化推進特別補助(文部科学省執行分)」の各項目を組み替え、統合、新規項目の追加を行うなど改組を行った。さらに、「各大学等の特色を活かせるきめ細かな支援」については、メニュー群を設け、ABCの申請ゾーンから各大学等の特色を活かせる申請ゾーンを選択可能とした。  ウ 標準配点と調整率という配点制を改め、直接増減率を示す表に変更した。 また、設置認可に係る審査期間の短縮化や届出制の導入に伴い、学際領域の学部学科が増加するなど、現行の学部等などの系統区分での対応が困難となったため、調整係数区分等を簡素化し、A調整を4区分から2区分に、B調整を9区分から5区分に変更するなどA～C調整について見直しを行った。  エ 補助金額を算定する基礎となる補助単価については、区分の変更及び簡素化をした。 従来の区分(大学院の有無、専門・一般の別、学部・学科の系統区分等)では、大学等設置基準の大綱化や学際領域の学部増、教員組織の多様化等が行われている実際の私立大学等に設置されている学部・学科等に対して適用する方法としてそぐわないものとなっていた。これを、第三者にも分かりやすい形に見直し、透明性・公平性を確保するとともに、計算の簡素化と配分の早期化を図る観点から、一般補助及び特別補助の補助項目において「専門・一般」、「実験・非実験」、「理工系・その他系」等の区分を廃止した。	A	・ 年度計画を着実に達成していると評価できる。引き続き、適時適切な見直しを行うことが望まれる。	64～67		

中期計画の各項目	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準			評価項目・指標に係る実績	評 定		記載ページ
			A	B	C		段階的評定	定性的評価及び留意事項	
(3) 補助金の交付先・交付額等について、毎年度新聞等への発表とともに、ホームページで公開する。	(3) 補助金の交付先・交付額等の新聞等への発表等  ① 新聞等への発表等 平成19年度補助金について、交付先・交付額等を発表する。  ② ホームページでの公開 新聞等への発表と同時に公開する。	補助金の交付先・交付額等の公表状況	A: 年度計画を達成し、着実に成果を上げている B: 年度計画をほぼ達成し、おおむね成果を上げている C: 年度計画をほとんど達成していない	(3) 補助金の交付先・交付額等を以下のとおり新聞、ホームページで公表した。  ① 平成19年度補助金については、早期の情報公開を期するため、実績報告書による確定後の補助金額ではなく、交付後速やかに交付学校名、交付額等を20年3月26日に発表した。  ② 平成19年度補助金の交付学校別交付額及び特別補助の項目ごとの交付額を、平成20年3月26日の報道機関への発表と同時にホームページに掲載した。	A	・ 交付先・交付額等の発表及び公表については、年度内に行われており、交付後の速やかな対応が認められ、評価できる。	67		
<b>2 貸付事業</b> (1) 「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月19日閣議決定)の趣旨も踏まえた貸付制度とするとともに、調達した貸付財源の条件をもとに貸付条件(貸付金利、貸付期間、融資限度額等)の適時適切な見直しを図る。	<b>2 貸付事業</b> (1) 貸付制度の見直し  ① 「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月19日閣議決定)の趣旨を踏まえ、政策金融としての質的向上への対応  ア 与信審査の厳格化等融資業務工程及び関連マニュアルの整備を図り、貸付事業の安定的かつ効率的な実施に努める。  イ リスク管理機能を強化するため、研修により担当職員の与信能力、債権管理能力の向上を図る。  ② 貸付条件の見直し 財政融資資金からの借入条件の変更に合わせて、貸付条件を変更する。	貸付条件等の見直し状況	A: 年度計画を達成し、着実に成果を上げている B: 年度計画をほぼ達成し、おおむね成果を上げている C: 年度計画をほとんど達成していない	(1) 「特殊法人等整理合理化計画」の趣旨を踏まえ、貸付条件等の見直しをした。 ① 政策金融としての質的向上への対応  ア・平成18年度に整備した融資業務工程の見直しを適宜実施し、与信審査の円滑化及び効率化を図った。 ・与信審査の厳格化の一環として、不動産担保マニュアル(「不動産担保取り扱いの手引き」)の整備を実施した。  イ・外部機関から講師を招いての研修を下記のとおり実施し、担当職員の知見を高めることができた。 融資業務研修(りそな総合研究所) 平成19年4月20日～5月28日(全6回) 債権管理研修(りそな債権回収) 平成19年6月28日・7月5日(全2回) 不動産登記研修(司法書士肥口ふみ枝事務所) 平成19年9月20日(全1回)  ② 財政融資資金からの借入条件変更に合わせて貸付金利を毎月見直した。	A	・ 不動産担保マニュアルの整備を行うなど、更なる与信審査の厳格化を図ったことは評価できる。	68 ～ 70		
(2) 貸付制度の周知に当たっては、「私立学校のための融資ガイド」を作成して配付するとともに、貸付けの対象となる事業、貸付条件、貸付額算出シミュレーション及び返済額シミュレーション、その他融資情報をホームページで公開する。 また借入れを希望する学校法人等に対し全国5会場において融資の相談会を毎年度開催する。	(2) 貸付制度の周知  ① パンフレットの配付 事業団の融資制度の特徴に鑑み、わかりやすい融資制度のパンフレットを配布する。  ② 融資情報のホームページでの公開 ア 融資のご案内 イ 貸付額算出シミュレーション ウ 返済額シミュレーション エ 融資金利表(改定の都度更新) オ 年間業務予定表	貸付制度の周知状況	A: 年度計画を達成し、着実に成果を上げている B: 年度計画をほぼ達成し、おおむね成果を上げている C: 年度計画をほとんど達成していない	(2) 貸付対象となる事業、貸付条件等の貸付制度について、学校法人等に対し以下の情報提供を行い、周知に努めた。  ① 事業団の融資制度の特徴を紹介するパンフレット「夢のおてつだい」を平成18年度に引き続き活用し、事業団、私学団体が実施する各種研修会等(全国13会場)をはじめ、学校法人訪問時に配付した。また、貸付要件の説明に特化したパンフレット「融資のご利用にあたって」も作成し、平成20年度借入希望アンケート時には、両パンフレットを同封し、制度の周知を図った。  ② 融資情報をホームページで速やかに更新した。  ア 融資のご案内(19年5月23日更新) イ 貸付額算出シミュレーション(19年7月10日更新) ウ 返済額シミュレーション(19年5月23日更新) エ 融資金利表(改定の都度更新) オ 年間業務予定表 平成19年度分は制度改正等があったため、19年5月23日に更新した。	A	・ 学校法人等への貸付制度の周知にあたっては、分かり易いパンフレットが作成・配布されており、評価できる。  ・ 融資相談会等の貸付需要の掘り起こしのための取組みについては、貸付事業が私学事業団の核となる事業であることに鑑み、引き続き、積極的に努められたい。	71 ～ 73		

中期計画の各項目	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準			評価項目・指標に係る実績	評 定		記載ページ																														
			A	B	C		段階的評定	定性的評価及び留意事項																															
	<p>③ 「融資ガイド」(平成20年度版)の配布 融資希望法人に対し配布する。</p> <p>④ 融資相談会の開催 ア 全国6地区において既設の私立学校等を対象とし実施する。</p> <p>イ 新增設の私立学校等を対象とし実施する。</p> <p>⑤ 学校法人訪問の実施 貸付制度のさらなる周知及び融資促進を図るため、学校法人訪問を実施する。</p>					<p>③ 当初の計画では平成20年度の借入希望アンケート時(平成20年2月)に同封し、学校法人に配付する予定であったが、今後の制度周知の方法も含め検討した結果、平成18年度と同様、借入希望アンケート時には融資制度の特長、要点を一覧で紹介するパンフレットを同封した。 「融資ガイド」については、内容をよりわかりやすくあらため、アンケートにより借入希望をした学校法人に対して、平成20年6月に実施予定の融資相談会時に配付することとした。</p> <p>④ 融資相談会の開催 ア 平成19年度に借入の希望がある既設の学校法人を対象とし、融資相談会を、会場又は学校訪問により、下記のとおり実施した。</p> <table border="0"> <tr> <td>東京</td> <td>5月23～25日、29、30日</td> <td>25法人</td> </tr> <tr> <td>大阪</td> <td>6月4～7日</td> <td>13法人</td> </tr> <tr> <td>広島・福岡・大分</td> <td>6月11～15日</td> <td>6法人</td> </tr> <tr> <td>静岡・愛知</td> <td>6月18～22日</td> <td>12法人</td> </tr> <tr> <td>熊本・宮崎・鹿児島</td> <td>6月18～22日</td> <td>4法人</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">計</td> <td>60法人</td> </tr> </table> <p>○上記相談会以外に、平成19年度以降に施設整備計画がある法人を対象として、資金需要の喚起を図るため、融資制度の概要を説明する融資説明会を開催した。 東京(参加:13法人) 5月28日、6月1日 大阪(参加:7法人) 6月6日</p> <p>イ 平成19年度において学校の新設等を計画し、事業団資金の借入を希望(検討中を含む。)する法人を対象とした融資相談会を、会場又は学校訪問により下記のとおり実施した。</p> <table border="0"> <tr> <td>岩手</td> <td>12月12、13日</td> <td>2法人</td> </tr> <tr> <td>東京</td> <td>12月26日</td> <td>1法人</td> </tr> <tr> <td>長野</td> <td>1月30日</td> <td>1法人</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">計</td> <td>4法人</td> </tr> </table> <p>○上記取組みのほか、文部科学省と共催で施設の耐震化のための相談会(全国で計190法人が参加)を実施し、耐震化事業に当たっての補助制度について文部科学省が説明し、融資制度について事業団が説明と利用案内を行った。</p> <p>⑤ 融資制度のさらなる周知及び利用促進を図るため、学校法人訪問を実施した。 ・財務内容が健全な法人に対して積極的に融資促進活動を行った(84法人)。 ・主に附属病院整備資金としての借入需要を喚起するために、医学部を設置する法人に融資の利用案内を送付した(29法人)。</p>	東京	5月23～25日、29、30日	25法人	大阪	6月4～7日	13法人	広島・福岡・大分	6月11～15日	6法人	静岡・愛知	6月18～22日	12法人	熊本・宮崎・鹿児島	6月18～22日	4法人	計		60法人	岩手	12月12、13日	2法人	東京	12月26日	1法人	長野	1月30日	1法人	計		4法人			
東京	5月23～25日、29、30日	25法人																																					
大阪	6月4～7日	13法人																																					
広島・福岡・大分	6月11～15日	6法人																																					
静岡・愛知	6月18～22日	12法人																																					
熊本・宮崎・鹿児島	6月18～22日	4法人																																					
計		60法人																																					
岩手	12月12、13日	2法人																																					
東京	12月26日	1法人																																					
長野	1月30日	1法人																																					
計		4法人																																					

中期計画の各項目	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準			評価項目・指標に係る実績	評 定		記載ページ
			A	B	C		段階的評定	定性的評価及び留意事項	
(3) 学校法人等からの借入需要の正確な把握に努め、それを踏まえた長期勘定からの資金の融通、私学振興債券及び長期借入金の調達計画により、安定した貸付財源を確保する。	<p>(3) 安定した貸付財源の確保</p> <p>① 借入需要の正確な把握 ア 本年度の借入需要の把握 平成19年2月に実施した借入希望のアンケート調査により把握した学校法人等の借入希望額を、さらに融資相談会等による面談、学校法人との連絡を密にすることにより、借入需要額を把握する。</p> <p>イ 平成20年度以降の借入需要の把握 平成20年度及び平成21年度以降の学校法人等の施設整備計画及び借入計画について、平成20年2月にアンケート調査を実施して借入需要額を把握する。</p> <p>② 安定した貸付財源の確保 本年度事業計画600億円の貸付財源</p> <p>ア 長期勘定からの資金の融通 263億円</p> <p>イ 私学振興債券 80億円</p> <p>ウ 長期借入金 166億円</p> <p>エ 自己資金等 91億円</p>	貸付財源の確保状況	<p>A: 年度計画を達成し、着実に成果を上げている</p> <p>B: 年度計画をほぼ達成し、おおむね成果を上げている</p> <p>C: 年度計画をほとんど達成していない</p>	<p>(3) リスク管理の観点から借入希望法人のリスク評価を実施し、借入需要の正確な把握に努めた。貸付財源については、資金需要に応じた適宜・適切な財源の確保を図った。</p> <p>① 借入需要の正確な把握 ア 平成19年度の借入需要については、送付先の法人を選定し、平成19年2月26日付けで5,618法人を対象として実施した、「平成19年度施設・設備計画及び借入希望に関する調査」により借入希望額を把握した。また、19年5月10日付けで、上記調査において未回答の高等学校法人以上636法人を対象として「施設・整備計画に関する調査」を実施し、19年度以降の借入需要額のさらなる把握に努めた。</p> <p>イ 平成20年度以降の施設整備計画及び20年度の事業団資金の借入需要額を把握するためにアンケート調査を実施した(発送日:2月15日、18日、20日、計6,169法人) (幼稚園法人、専修学校法人については、例年一定の需要があることを勘案して20年度の借入希望が有る場合のみ回答を依頼した。) この他、学校法人訪問を精力的に行い、20年度以降の需要について把握に努めた。</p> <p>② 平成19年度の貸付実績は、貸付計画額600億円に対し390億円となった。この主な理由は、平成19年6月の建築基準法の改正に伴い、各学校法人の事業計画が見直され、事業が次年度に繰り越されたこと等によるものである。 (計画額からの執行率65%。18年度貸付実績比147億円減)</p> <p>ア 長期勘定からの資金の融通 22億円 借入期間5年 借入金利0.7%</p> <p>イ 私学振興債券 80億円 10年債、表面利率1.70%、発行者利回り1.703%</p> <p>ウ 長期借入金(財政融資資金) 166億円 借入期間20年 借入金利1.60%~2.10%</p> <p>エ 自己資金等 122億円</p>	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>経営の健全性が高い法人への積極的な働きかけを行ったことは評価できる。 また、実際の貸付実績は当初計画を下回っており、財源はより確保しやすかったかもしれないが、平成19年度における貸付実績の低下が、次年度以降の貸付需要のアップに反映されることも考えられ、今後の資金財源の確保に留意が必要と考えられる。</li> <li>貸付実績が計画額を大幅に下回ったことを踏まえ、貸付需要の適切な把握及び分析に努め、安定的な貸付事業を実施することが望まれる。</li> </ul>	74 ~ 76		
(4) 蓄積した法人情報、財務データの活用等により、学校法人等からの借入申込みに係る書類の提出から貸付金の決定までの平均審査期間を、中期目標期間中に5%以上短縮するとともに、提出書類の簡素化を図る。	(4) 貸付審査期間の短縮等	貸付審査の合理化状況等	<p>A: 年度計画を達成し、着実に成果を上げている</p> <p>B: 年度計画をほぼ達成し、おおむね成果を上げている</p> <p>C: 年度計画をほとんど達成していない</p>	(4) 平成17事業年度評価による留意事項「案件によっては十分な時間をかけ検討すべきである。全ての案件を一律に、短縮を図るべきではないと考える。」との指摘を踏まえ、貸付審査案件によっては十分な審査時間をかけつつ、平均貸付審査期間の短縮に努めた。	A		77		

中期計画の各項目	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準			評価項目・指標に係る実績	評 定		記載ページ																																				
			A	B	C		段階的評定	定性的評価及び留意事項																																					
	<p>① 貸付審査期間の短縮 私学経営相談センターの保有するデータを活用して貸付審査の事前調査を行うことにより、資金交付の迅速化を図る。</p> <p>② 提出書類の電子化 借入申込関係書類について、電子化し迅速化を図る。</p>	審査期間の短縮状況	5%以上	3%以上 5%未満	3%未満	<p>① 各種研修により担当職員の与信能力向上を図るとともに、私学経営相談センターの保有するデータを活用して経営状況等の確認を行うことにより、下記のとおり貸付審査期間の短縮を図った。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>15年度</th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸付審査延べ日数</td> <td>3,355日</td> <td>6,090日</td> <td>5,807日</td> <td>3,952日</td> <td>3,491日</td> </tr> <tr> <td>貸付審査法人数</td> <td>71法人</td> <td>129法人</td> <td>129法人</td> <td>88法人</td> <td>80法人</td> </tr> <tr> <td>平均審査期間</td> <td>47.3日</td> <td>47.2日</td> <td>45.0日</td> <td>44.9日</td> <td>43.6日</td> </tr> <tr> <td>短縮日数</td> <td>12.7日</td> <td>12.8日</td> <td>15.0日</td> <td>15.1日</td> <td>16.4日</td> </tr> <tr> <td>短縮割合(14年度比)</td> <td>21.2%</td> <td>21.3%</td> <td>25.0%</td> <td>25.2%</td> <td>27.3%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 平成14年度の平均審査期間(60日) ※ 平成15年度は、10月～3月までの6か月の実績である。</p> <p>② 提出書類の電子化 ・「私立学校校舎等実態調査」を「電子窓口」システムの利用により実施した。 依頼 平成19年7月5日 回答 平成19年7月20日 ・借入申込関係書類のうち、押印を要しない書類の電子メールでの提出を可能とした。</p>		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	貸付審査延べ日数	3,355日	6,090日	5,807日	3,952日	3,491日	貸付審査法人数	71法人	129法人	129法人	88法人	80法人	平均審査期間	47.3日	47.2日	45.0日	44.9日	43.6日	短縮日数	12.7日	12.8日	15.0日	15.1日	16.4日	短縮割合(14年度比)	21.2%	21.3%	25.0%	25.2%	27.3%	A	・審査の厳格化に努めつつ、平均審査期間の短縮を図っており、評価できる。	
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度																																								
貸付審査延べ日数	3,355日	6,090日	5,807日	3,952日	3,491日																																								
貸付審査法人数	71法人	129法人	129法人	88法人	80法人																																								
平均審査期間	47.3日	47.2日	45.0日	44.9日	43.6日																																								
短縮日数	12.7日	12.8日	15.0日	15.1日	16.4日																																								
短縮割合(14年度比)	21.2%	21.3%	25.0%	25.2%	27.3%																																								
<p><b>3 受配者指定寄付金事業</b> (1) 募金の取扱いに当たっては、「手引」を作成して配付するとともに、ホームページで公開し、さらにQ&amp;Aの項目を充実させる。</p>	<p><b>3 受配者指定寄付金事業</b> (1) 募金の取扱いの周知</p> <p>① 寄付金事務の手引及びパンフレットの配付 「寄付金事務の手引」の改訂を必要に応じて行い、寄付金事務のパンフレットとともに学校法人等へ配付することによって制度の利用促進を図る。</p> <p>② 事務の手引等のホームページでの公開 「寄付金事務の手引」の概要についてホームページで公開するとともに、ホームページのQ&amp;Aの項目を追加、充実する。</p>	募金周知に関する情報提供状況	A: 年度計画を達成し、着実に成果を上げている B: 年度計画をほぼ達成し、おおむね成果を上げている C: 年度計画をほとんど達成していない	<p>(1) 募金の取扱いについて、寄付金事務の手引及びパンフレットを学校法人へ配付するとともに、ホームページにおいても寄付金事務の手引、Q&amp;Aを掲載し、広く周知した。</p> <p>① 「寄付金事務の手引」は、利用者が制度をより理解しやすく、さらに利用が促進されるよう見直しを図り、また、税制改正等による改訂を行い、寄付金事務案内のパンフレットとともに、学校法人及び都道府県へ平成19年6月19日に送付して制度の周知を図り、利用促進に努めた。</p> <p>② 事務の手引等のホームページでの公開 ・「寄付金事務の手引」の概要について、平成19年6月22日に公開。 ・「受配者指定寄付金Q&amp;A」の既存の21問の回答を分かりやすく修正し、8問を新規に追加して、9項目41問として平成19年6月22日に掲載。(18年度:9項目33問)</p>	A	・年度計画を着実に達成していると評価できる。また、ホームページについても、適切な更新が図られており、広く周知に努めていると評価できる。	78																																						
<p>(3) 受配者指定寄付金の配付先の学校法人名及び募金対象事業を決定次第毎月ホームページで公開する。</p>	<p>(2) 配布先学校法人名等のホームページでの公開 受配者指定寄付金の配付先の学校法人名及び募金対象事業を審査決定次第、毎月ホームページで公開・更新する。</p>	受配者指定寄付金の公表状況	A: 年度計画を達成し、着実に成果を上げている B: 年度計画をほぼ達成し、おおむね成果を上げている C: 年度計画をほとんど達成していない	<p>(2) 受配者指定寄付金の配付先の学校法人名及び募金対象事業を、審査決定後、毎月ホームページで以下のとおり公開・更新し、広く周知した。</p> <p>4月76件、5月26件、6月19件、7月11件、8月22件、9月16件、10月11件、11月11件、12月18件、1月13件、2月12件、3月46件</p> <p>・平成19年度末現在 計281件(18年度末:計245件)</p>	A		79																																						

中期計画の各項目	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準			評価項目・指標に係る実績	評 定		記載ページ
			A	B	C		段階的評定	定性的評価及び留意事項	
<b>4 学術研究振興基金事業</b> (1) 学術研究振興基金の運用益による学術研究振興資金の公募要領及び学術研究計画調書の記入要領等を学校法人に周知するとともに、ホームページで公開する。	<b>4 学術研究振興基金事業</b> (1) 公募要領等の送付とホームページでの公開 ① 公募要領等の送付 平成20年度学術研究振興資金の公募要領を、大学、短期大学及び高等専門学校を設置する学校法人へ送付する。 ② 公募要領等のホームページでの公開 ダウンロード可能な公募要領、記入要領、公募様式をホームページに公開する。 ③ 応募状況のホームページでの公開 研究分野別の応募件数等の状況をホームページで公開する。	公募要領等の学校法人及び社会への公表状況	A: 年度計画を達成し、着実に成果を上げている B: 年度計画をほぼ達成し、おおむね成果を上げている C: 年度計画をほとんど達成していない	(1) 公募要領、学術研究計画調書等を広く周知するとともに、計画調書等のダウンロード化等、サービス向上を図った。 ① 平成 20 年度の学術研究振興資金及び私立大学等の若手研究者を支援するため新たに創設した「学術研究振興資金(若手研究者奨励金)」(平成 20 年度は人文・社会科学系の若手研究者が対象)の公募要領を、大学・短期大学・高等専門学校を設置する学校法人(655 法人)に送付した(19 年 9 月 6 日)。 ② 学術研究振興資金及び「学術研究振興資金(若手研究者奨励金)」の交付条件等を広く学校法人に周知し公募申請に供するため、公募要領・記入要領をホームページに掲載した(19 年 9 月 10 日)。 また、ダウンロード可能な学術研究計画調書等の申請様式をホームページに掲載し、応募者の利用に供した(19 年 9 月 10 日)。 ③ 研究分野別、新規・継続別、学校種別の応募件数及び資金交付希望額の状況をホームページで公開した(19 年 12 月 27 日)。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>公募要領及び応募状況については、迅速かつ適切に広く学校法人に対し周知されており、着実に年度計画を達成していると認められる。</li> </ul>	80		
(2) 交付に当たっては、客観性及び透明性の確保を図るため、外部の委員により構成される学術研究振興資金選考委員会において次のことを審議する。 ① 採択基準の策定・見直し ② 各研究分野の委員による審査方法の見直し ③ 研究の採択に関する重要な事項	(2) 学術研究振興資金の選考 交付に当たっては、客観性及び透明性の確保を図るため、外部の選考委員により構成される学術研究振興資金選考委員会において次のことを審議する。 ① 各研究分野の委員による審査方法 ② 研究の採択に関する重要な事項	客観性及び透明性の確保	A: 年度計画を達成し、着実に成果を上げている B: 年度計画をほぼ達成し、おおむね成果を上げている C: 年度計画をほとんど達成していない	(2) 新たに若手研究者を支援する「学術研究振興資金(若手研究者奨励金)」を創設したことにより、当該研究計画書を審査する外部の審査専門委員 4 名(人文・社会科学系・任期 2 年)を委嘱した。 また、従来の選考委員についても、各研究分野の委員数を均等にするため、人文・社会科学系に外部の委員 1 名を加えて各分野 5 名、合計 15 名の構成とした。 平成 20 年 2 月 22 日に開催された学術研究振興資金選考委員会においては、資金交付の客観性及び透明性を確保するため、平成 20 年度研究課題の採択に関する重要事項が審議された。 ① 各研究分野の委員による審査方法 ・学術研究振興資金 資金をより効果的に交付するため、従来の偏差値による総体的な採択方法を見直し、人文・社会科学系の研究、理工系の研究、生物系の研究の各分野ごとに平均点を算出し、分野別の採択が行われた。 ・若手研究者奨励金 将来を嘱望される若手研究者が行う研究の特性を考慮し、①研究目的・内容の着眼点、②研究計画・方法の妥当性、③研究の独創性、④研究の発展性を視点とする評価が行われ、この結果に基づく採択が行われた。(平成 19 年 10 月 18 日理事長裁定により「学術研究振興資金(若手研究者奨励金)採択基準」制定) ② 平成 20 年度の研究課題の採択に関する重要事項として、採択基準に基づく配分方法(案)が審議された。 採択については、従来の偏差値による総体的な採択から分野別の採択へ変更する事務局(案)が了承され、従来の偏差値による採択では全体で 1 件だった 100% 交付が、各分野から 1 件ずつ採択されたことにより、3 件に増加した。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>学術研究振興基金の交付にあたり、資金交付の客観性及び透明性を確保するため、審査方法の見直し等適切な取組が行われており、評価できる。</li> </ul>	81		

中期計画の各項目	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準			評価項目・指標に係る実績	評 定		記載ページ
			A	B	C		段階的評定	定性的評価及び留意事項	
(3) 交付対象事業の評価を、各研究分野の選考委員の評価に基づいて適切に行い、翌事業年度以降の研究の採択に際しては、それらの評価を反映させるなどして、効率的・効果的な交付を行う。	(3) 学術研究振興資金の評価及び交付 学術研究振興資金交付対象事業の適切な評価を行い、効率的・効果的に資金を交付する。	選考委員による評価の実施及び反映状況	A: 年度計画を達成し、着実に成果を上げている B: 年度計画をほぼ達成し、おおむね成果を上げている C: 年度計画をほとんど達成していない	(3) 学術研究振興資金の評価及び交付 ・学術研究振興資金 評価にあたっては、前年度(19年2月22日開催)の学術研究振興資金選考委員会において検討された「資金のより効果的な交付を図るための審査方法・配分方法の見直し」を踏まえて、従来の偏差値による総体的な採択方法を見直し、人文・社会科学系の研究、理工系の研究、生物系の研究の各分野ごとに平均点を算出し、区分ごとの採択を行った。 この結果、100%交付の研究が、従来の1件から3件に増加した。 20年度学術研究振興資金採択 89件 123,100千円 (19年度学術研究振興資金採択 72件 120,000千円)  ・若手研究者奨励金 評価にあたっては、学術研究振興資金と同様に、評価の平均点による採択を行った。当資金交付の初年度である平成20年度は、37歳未満の助教及びポスト・ドクターが一人で行う人文・社会科学系の研究を対象に公募を行った結果、32件の応募があり、23件を採択し、一人当たり30万円で、総額690万円を交付することとなった。	A	・若手研究者のみに特化した奨励金を新たに創設し、研究を採択したことは、私立学校における学術研究の振興に寄与するもののほか、効率的・効果的な資金の交付にもつながり、評価できる。	82 ～ 84		
(4) 学術研究振興資金の交付を受けて行われた研究の成果を普及させるため、次のことを行う。 ① 「学術研究振興資金研究概要」及び「学術研究振興資金学術研究報告」を毎年度刊行する。また国立情報学研究所「民間助成研究成果概要データベース」に登録し、公開する。  ② 学術研究振興資金の交付先、交付額及び研究テーマ等を毎年度「月報私学」に掲載するとともに、ホームページで公開する。	(4) 研究成果の普及  ① 刊行物の発行 ア「平成19年度学術研究振興資金研究概要」  イ「平成18年度学術研究振興資金学術研究報告」  ② 国立情報学研究所への登録 助成財団センターを通じて国立情報学研究所「民間助成研究成果概要データベース」へ平成18年度学術研究振興資金採択研究の研究成果を登録し公開する。  ③ 「月報私学」に掲載 「月報私学」に平成19年度学術研究振興資金の交付先、交付額及び研究テーマ等の交付状況を掲載する。  ④ 交付先等のホームページでの公開 平成20年度学術研究振興資金の交付先、交付額及び研究テーマ等の内示状況を公開する。	研究成果の普及状況	A: 年度計画を達成し、着実に成果を上げている B: 年度計画をほぼ達成し、おおむね成果を上げている C: 年度計画をほとんど達成していない	(4) 研究成果について、刊行物の発行、国立情報学研究所への登録公開を行い、公表するとともに、交付先、交付額及び研究テーマ等についてホームページ等により広く公開した。  ① 刊行物の発行 ア「平成19年度学術研究振興資金研究概要」を19年5月30日に刊行し、19年6月11日に行われた学術研究振興資金贈呈式の資料として、当該学校法人の研究者、経済団体等の来賓及び報道関係者等に配付した(152部)。 イ「平成18年度学術研究振興資金学術研究報告」を19年10月30日に刊行し、当該学校法人の研究者及び国立国会図書館等に配付した(115部)。  ② 「平成18年度学術研究振興資金・採択研究の成果」の公開について、学校法人の協力が得られた54件(採択56件中)の研究テーマ、研究代表者氏名、研究期間、研究機関名、概要等のデータを、国立情報学研究所「民間助成研究成果概要データベース」へ登録した(19年7月25日)。  ③ 平成19年度学術研究振興資金に採択した71件の研究(採択72件の内1件は内定後に辞退)について、交付先、交付額及び研究テーマ等の交付状況を、「月報私学」19年7月号に掲載した。  ④ 採択が決定した平成20年度学術研究振興資金89件の研究及び20年度学術研究振興資金(若手研究者奨励金)23件の研究について、交付先、交付額及び研究テーマ等の内示状況を、20年3月24日にホームページで公開した。	A	・各種取組みにより、研究成果の普及に努め、また、広報誌やホームページへの当該年度の採択研究・交付額等の公開は、当該資金の透明性確保と認められ、評価できる。	84 ～ 85		



中期計画の各項目	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準			評価項目・指標に係る実績	評 定		記載ページ									
			A	B	C		段階的評定	定性的評価及び留意事項										
<p>③ 15歳及び18歳人口の減少を背景とした厳しい経営環境のなかで、経営改善に取り組む学校法人の事例等を調査収集し、研究・分析の結果得られた成果を、刊行物として中期目標期間中毎年度発刊する。</p>	<p>ウ 現地訪問または電話の取材、メディア等により優れた教育条件あるいは経営改善の具体的事例を収集・調査し、経営診断・経営相談に活用する。</p> <p>エ 経営診断・経営相談等に資するため、講師を招いて「私立学校の活性化に向けた勉強会」を実施する。</p> <p>オ 学校法人の経営改善に向けた取組みに資するため、大学法人、短期大学法人及び高等専門学校法人を対象として研修会を開催する。</p> <p>③ 「私立大学等の経営改善・改革事例集(仮題)」の発刊</p> <p>ア 魅力ある経営を行っている私立大学等を研究分析し、事例集として発刊する。</p> <p>イ 学生募集や法人経営に資するため、学校法人基礎調査のデータに基づき大学・短期大学の入学志願動向を研究分析し、その成果を「平成19年度私立大学・私立短期大学入学志願動向」として発刊する。</p>					<p>ウ 新聞・雑誌等のマスコミ情報については、適時に収集し、データベース等により私学経営相談センターの職員全員が情報を共有している。また、優れた教育条件や経営改善の具体的事例については、「経営等情報収集調査」を引き続き平成19年度においても実施した。</p> <p>平成19年度は、全国の私立大学、短期大学、高等学校のうち経営基盤強化に向けた良い取組事例の学校を現地訪問(51件)して情報収集し、経営診断・経営相談に活用した。</p> <p>・現地訪問</p> <table border="1"> <tr> <td>15年度</td> <td>16年度</td> <td>17年度</td> <td>18年度</td> <td>19年度</td> </tr> <tr> <td>12件</td> <td>17件</td> <td>44件</td> <td>78件</td> <td>51件</td> </tr> </table> <p>エ ※「V その他主務省令で定める業務運営に関する事項 2 人事に関する計画(1)①」に記載した。</p> <p>(詳細は、19年度計画業務実績報告書 116～117頁 参照)</p> <p>オ 平成19年12月5日(大阪)、12月6日(岡山)、12月11日(東京)、12月13日(福岡)に「私立大学・短期大学マネジメントセミナー～少子化時代の私学経営(改善事例に学ぶ)～」を開催した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象:私立大学・短期大学・高等専門学校の経営に関する責任者及び事務担当者</li> <li>・目的:経営改善に必要な情報を提供すること</li> <li>・参加法人:345法人(大学283法人、短大61法人、高専1法人)</li> <li>・参加者:724人</li> <li>・アンケート:参考になった 73.7%、普通 22.0%、参考にならなかった 2.8%、無回答 1.5%</li> </ul> <p>③ 経営改善・改革に取り組む私立大学や高等学校の事例集を発刊した。</p> <p>ア ・「大学経営の事例集～大学経営を成功に導くために～」(私学経営情報第24号)の発刊(20年3月28日)</p> <p>「私立大学・短期大学マネジメントセミナー」の資料として作成されたものをさらに充実させて、今後の学校改革と財政改善の一助となるよう取りまとめ、2,054部を配付した。</p> <p>・「私立高等学校のこれからの考える」(私学経営情報第25号)の発刊(20年3月28日)</p> <p>平成19年度学校法人基礎調査のデータに基づき、高等学校の入学志願動向、財務状況について集計作業を行うとともに取材等により学校改革等の事例を収集し、今後の学校改革と財政改善の一助となるよう取りまとめ、2,054部を配付した。</p> <p>イ 「平成19年度私立大学・短期大学等入学志願動向(速報)」の発刊(19年7月31日)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成19年度学校法人基礎調査のデータに基づき、入学志願動向の集計作業を行い、高等学校以上の学校を設置する法人、文部科学省、私学関係団体等に計2,500部を配付した。</li> <li>また、「月報私学」19年9月号に、志願者数の増減比較及び入学定員充足状況を抜粋して掲載した。</li> </ul>	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	12件	17件	44件	78件	51件		
15年度	16年度	17年度	18年度	19年度														
12件	17件	44件	78件	51件														

中期計画の各項目	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準			評価項目・指標に係る実績	評 定		記載ページ
			A	B	C		段階的評定	定性的評価及び留意事項	
④ 行政機関の依頼に応じて学校法人の経営分析を行う。	<p>④ 行政機関等の依頼に応じて行う学校法人の経営分析 等</p> <p>ア 文部科学省の依頼に応じて、入学状況が不振となり経営困難に陥った学校法人、あるいは財政運営の適正を欠いて経営困難に陥った学校法人などの資金計画の実行可能性等について経営分析等を行う。</p> <p>イ 地方公共団体の依頼に応じて、アに準じて学校法人の経営分析を行う。</p> <p>ウ 認証評価機関が行う認証評価のうち財務に関する評価について、関係機関の依頼に応じて協力支援を行う。</p> <p>エ 学校法人解散のため管理が行えなくなった私立大学・短期大学・高等専門学校の学籍簿管理及び証明書等の発行について引き続き具体的な検討を行う。</p> <p>オ 学校法人の経営困難への対応を検討するため、「学校法人活性化・再生研究会」を開催し、最終報告を取りまとめる。</p>	<p>行政機関等の依頼に応ずる学校法人の経営分析状況</p>	<p>A:経営分析の依頼件数に対する実施割合が100%</p> <p>B:やむを得ない合理的な理由により実施割合が80%以上</p> <p>C:やむを得ない合理的な理由もなく実施割合が80%未満</p>	<p>④ 行政機関等の依頼に応じて行う学校法人の経営分析等</p> <p>ア 文部科学省の運営調査委員会等において経営改善計画の作成が必要とされた8法人について、学校法人活性化・再生研究会最終報告において示された「事業団が経営改善計画の作成を支援し、文部科学省と共同して計画の進捗状況を把握する」法人として、20年2月4日～3月25日の間、経営相談を実施した。(実施割合:100%)</p> <p>イ 地方公共団体からの依頼はなかった。</p> <p>ウ 平成19年度は、(財)日本高等教育評価機構の評価委員として19年5月28日、私学経営相談センターの職員2名が委嘱された。また、同機構より財務資料等のデータ提供依頼があり、19年11月にデータを提供した。</p> <p>エ 学校法人活性化・再生研究会の最終報告において、「高等学校以下の学籍簿は、所轄庁に保存義務が課せられているが、私立大学等が破綻し学校法人も解散した場合の学籍簿の保存先は明確にされておらず、その保存の在り方について私立大学の所轄庁である文部科学省のほか、関係機関において検討が必要である。」となり、今後の検討課題となった。</p> <p>オ 平成17年5月に文部科学省が取りまとめた「経営困難な学校法人への対応方針について」に基づき、同年10月に事業団では、学校法人の主体的な改善努力の促進方策、指導・助言の在り方をより具体的に検討するため、弁護士、学識経験者等の外部委員による「学校法人活性化・再生研究会」を設置した。            全部で14回の研究会と6回の分科会を開催し、(平成19年度においては、平成19年4月23日、5月17日、6月20日の3回)平成18年7月7日に「私立学校の経営革新と経営困難・破綻への対応」(中間まとめ)、平成19年8月1日に「私立学校の経営革新と経営困難への対応—最終報告—」を公表した。            「最終報告」では、経営環境の厳しい時代における学校法人の経営の課題を提起するとともに、事業団、国、地方自治体、私学団体等の関係機関が経営困難な学校法人への再生支援から破綻処理までの各段階において、どのような役割を果たすべきかについて提言がなされた。            事業団では、この「最終報告」を受け、私立学校に対する各種支援業務について今後一層の充実・強化を図ることとしている。</p>	A				

中期計画の各項目	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準			評価項目・指標に係る実績	評 定		記載ページ
			A	B	C		段階的評定	定性的評価及び留意事項	
(2) 私学サーバファームを中核とする総合的情報ネットワークの整備により、私学データバンクを構築し、私立学校のニーズに合った情報を提供するため活用度調査を行い、私立学校に必要な情報の提供を図る。	<p>(2) 私立学校のニーズに合った情報の提供</p> <p>① 私学データバンク構築のための総合的情報ネットワークの整備 (前出「I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 6 教育条件・経営情報支援事業」(1)に記載)</p> <p>② 活用度調査に対応する取組み</p> <p>ア 活用度調査で学校法人から寄せられた情報収集にかかる要望に対応する取組みを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学校法人の利便性を向上させるため、e-マネージャにかかる操作マニュアルを改善する。</li> <li>技術革新に沿ってe-マネージャの改善計画を作成する。</li> <li>e-マネージャの稼働時間帯を拡充する。</li> <li>幼稚園、専修学校、各種学校法人等を対象とした調査をホームページに掲載する。</li> </ul> <p>イ 情報提供システムの利用促進を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学校法人を訪問して当該システムの説明及びパソコン環境の設定等、各学校法人の実態に即した対応を行う。</li> </ul>	私立学校のニーズに即した情報提供の状況	A:年度計画を達成し、着実に成果を上げている B:年度計画をほぼ達成し、おおむね成果を上げている C:年度計画をほとんど達成していない	<p>(2) 私立学校のニーズに合った情報の提供</p> <p>① 「I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 6 教育条件・経営情報支援事業(1)」の平成19年度の取組みに掲載した。 (詳細は、19年度計画業務実績報告書49～51頁参照)</p> <p>② 平成18年度に行った、私学サーバファームにおける情報収集及び情報提供システムの活用度についてのアンケート(活用度調査)の結果に対応し、以下の取組を行った。</p> <p>ア 学校法人基礎調査の調査対象となる大学・短期大学・高等専門学校・高等学校・中等教育学校・中学校・小学校法人(全1,414法人)及び納付金一元化調査の調査対象となる大学・短期大学・高等専門学校法人(全669法人)に対し、「入力要領」、e-マネージャの操作方法を記載した「操作マニュアル」のほか、e-マネージャの基本操作が短時間で理解可能な「操作ガイド」を新たに送付するとともに、e-マネージャ専用連絡掲示板に掲載してダウンロードを可能とするなど、事務の効率化を図った。</p> <p>○ 平成20年度学校法人基礎調査の実施に向けた操作マニュアルの改善について検討し(20年1月～2月)、新たにQ&amp;A(よくある質問)を作成し、利便性を向上した。</p> <p>○ e-マネージャの改善計画の作成に向けて、文部科学省の学校基本調査収集システムについて勉強会を開催(19年5月9日)するなど検討を行い、e-マネージャの学生数関連帳票の入力について、帳票イメージ(PDF)画面の導入及び電子窓口を組み合わせた入力方法など、改善計画を作成した。      今後は、システム面での具体的な方策について、技術革新に沿った計画を作成する。</p> <p>○ 学校法人基礎調査票の提出締切日に考慮し、19年6月23日(土)及び6月30日(土)に、e-マネージャの稼働時間帯を17時まで延長し、利便性を向上した。</p> <p>○ 幼稚園・専修学校・各種学校法人等に対して実施している学校法人等基礎調査について、平成18年度より実施している調査様式に加え、平成19年度より記入例・説明書をホームページに掲載し、情報収集の迅速化を図った。</p> <p>イ 学校法人からの求めに応じ、当該法人まで出張して、情報提供システムの設定や使用方法の説明を行った(10法人)。また、学校関係団体等の研修会の機会を捉え、情報提供システムのPRを実施し、さらに開催地近隣で情報提供システム未利用の学校法人を訪問し、同様に設定・説明を行った。</p>	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>年度計画どおり、業務効率化及び私立学校の利便性の向上を踏まえた適切な情報提供が行われており、引き続き、私立学校の視点に立った事業の実施が望まれる。</li> </ul>	93～95		

中期計画の各項目	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準			評価項目・指標に係る実績	評 定		記載ページ
			A	B	C		段階的評定	定性的評価及び留意事項	
<b>6 情報収集・提供・広報・普及啓発</b> (1) 公表資料については、担当部署間の連携を図り、最新情報の提供を原則として公表と同時にホームページに掲載する。	<b>6 情報収集・提供・広報・普及啓発</b> (1) 公表資料のホームページでの掲載 最新情報の提供を原則として公表と同時にホームページに掲載する。  ア 法令で公表が義務付けられている資料   イ 月報私学 ウ 事業団のご案内 エ 融資ガイド オ 融資金利表  カ 私立大学等経常費補助金取扱要領・配分基準 キ 特別補助配分基準 ク 私立大学等経常費補助金交付状況 ケ 平成19年度入学志願状況 コ 受配者指定寄付金配付事業一覧 サ 学術研究振興資金採択状況 シ 学術研究振興資金研究課題一覧 など	公表資料の公表手段・状況	A: 年度計画を達成し、着実に成果を上げている B: 年度計画をほぼ達成し、おおむね成果を上げている C: 年度計画をほとんど達成していない	(1) 法令で公表が義務付けられている資料、事業団の公表資料について最新の情報を公表と同時にホームページに掲載し、学校法人及び一般に広く周知した。(下記日付はホームページ掲載日)  ア 法令で公表が義務付けられている資料 ・事業団法による公表 「中期目標」「中期計画」「平成19年度計画」4/2 「役員一覧」4/18、6/13、7/13 「職員給与規程」「職員退職手当規程」5/23、9/12 ・独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律による公表 「情報公開法による公開」4/18 ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律による公表 「平成19年度における環境物品等の調達の推進を図るための方針」4/6 「平成18年度における環境物品等の調達実績の概要」6/22 ・独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律による公表 「個人情報保護法開示等の手続きについて」4/3 イ 月報私学 4/2、5/7、6/4、7/2、8/1、9/3、10/2、11/1、12/3、1/4、2/1、3/3 ウ 事業団のご案内 4/18、5/1、6/22、7/13 エ 融資ガイド 5/23 オ 融資金利表 4/11、5/16、6/13、7/11、8/10、9/12、10/11、11/9、12/12、1/18、2/14、3/12 カ 私立大学等経常費補助金取扱要領・配分基準 3/5  キ 特別補助配分基準 3/5 ク 私立大学等経常費補助金交付状況(新聞発表と同時掲載) 3/26  ケ 平成19年度入学志願状況(新聞発表と同時掲載) 8/1 コ 受配者指定寄付金受入事業一覧 4/16、5/28、6/22、7/30、8/22、9/21、10/30、11/22、12/27、1/31、2/28、3/26 サ 学術研究振興資金採択状況 3/24 シ 学術研究振興資金研究課題一覧 3/24	A	・年度計画どおり適切に公表がなされており、評価できる。	96 ～ 97		
(2) 学校法人等に対する情報提供システム(私学データ作成システム、学校法人情報検索システム及び今日の私学財政閲覧システム)の情報の更新に要する期間については、チェック機能の一層の充実を図り、中期目標期間中にデータのチェック完了後2か月以内に更新する。	(2) データチェック機能の一層の充実 引き続き高いデータ精度を維持するため、データチェックマニュアルに基づき検索データの確実性の検証及び個別法人等情報の特定防止などを行い、データチェック完了後2か月以内に更新する。	私立学校への情報提供システムの充実状況	A: 年度計画を達成し、着実に成果を上げている B: 年度計画をほぼ達成し、おおむね成果を上げている C: 年度計画をほとんど達成していない	(2) 学校法人がインターネット上で自法人の財務帳票等を直接出力できる「私学データ作成システム」及び刊行物「今日の私学財政」をインターネット上で閲覧できる「今日の私学財政閲覧システム」の開発に併せて、データチェックマニュアルを作成し、両システムの基礎となるデータの整理と確認を行い、整合性を図った。また、個別法人のデータが特定できないよう入念にチェックを行った。 データチェックマニュアルについては、データ更新期間の短縮のため、毎年行うチェック作業を検証し、作業の効率化を図るため改訂を行った。	A		98		

中期計画の各項目	年度計画	評価指標又は 評価項目	評価基準			評価項目・指標に係る実績	評 定		記載 ページ
			A	B	C		段階的評定	定性的評価及び留意事項	
		データチェック 完了後の更新 時期	A:2か月以内に 更新した B:2か月超2.5か月 以内に更新した C:2.5か月以内に 更新できなかった			データチェック更新期間 2.0か月 ・データチェックを19年10月28日に完了し、データの更新を19年12月25日に行い、同日から最新データによる情報提供を行っている。  15年度 16年度 17年度 18年度 19年度 2.95か月 2.70か月 2.45か月 2.00か月 2.00か月	A		
	(3) 事業団セミナーの開催 前年度までのセミナーにおけるアンケート結果や私学関係者の意見等によるニーズの把握を行い、より充実したセミナーを開催する。	事業団セミナー の開催状況	A:年度計画を達成し、着実に成果を上げている B:年度計画をほぼ達成し、おおむね成果を上げている C:年度計画をほとんど達成していない			(3) 今後の私立大学の活性化と経営改善の方向性を探ることを目的としたセミナーを開催(平成20年2月14日)。  ・テーマ:「新時代における私立大学の教育と経営」 ・対象:大学、短期大学もしくは高等専門学校を運営する学校法人の理事長、財務担当理事等の経営責任者 ・参加法人:254法人(参加率:38.0%) ・参加者:321人(ほか個人参加者4人) ・講演録を発刊(20年5月)し、参加学校法人、文部科学省、都道府県、私学関係団体等へ送付。	A	・参加法人は減少しており、ニーズに合ったテーマ選択又は方法であったかどうか検討の余地があり、今後とも引き続き工夫されたい。	99 ～ 100

○ 財務内容の改善に関する事項

中期計画の各項目	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準			評価項目・指標に係る実績	評 定		記載ページ						
			A	B	C		段階的評定	定性的評価及び留意事項							
Ⅲ 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画	Ⅲ 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画														
1 収益の確保、予算の効率的な執行、適切な財務内容の実現 業務運営に必要な収益を確保する観点から、例えば刊行物販売等新たな収入源の確保を図る。	1 収益の確保、予算の効率的な執行、適切な財務内容の実現 収入源の確保を図るため、引き続き刊行物の販売、事務所内の会議室等の貸与等を推進する。	収入確保の状況	A: 年度計画を達成し、着実に成果を上げている B: 年度計画をほぼ達成し、おおむね成果を上げている C: 年度計画をほとんど達成していない	<p>○ 刊行物販売に係る収入</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>収入 1,906 千円(18 年度比 200 千円減)</li> <li>利益 1,487 千円(18 年度同額)</li> <li>特定非営利活動法人「学校経理研究会」を販売元とし、刊行物の委託販売を行うことで収入源を確保した。</li> </ul> <p>【販売経緯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 19 年 8 月 「今日の私学財政－平成 18 年度版－」(幼稚園・特殊教育諸学校編)、(専修学校・各種学校編)刊行・販売開始</li> <li>平成 19 年 12 月 「今日の私学財政－平成 19 年度版－」(大学・短期大学編)、(高等学校・中学校・小学校編)刊行・販売開始</li> <li>平成 20 年 3 月 「大学経営の事例集(私学経営情報第 24 号)」、「私立学校のこれからの考える(私学経営情報 25 号)」刊行・販売開始</li> </ul> <p>【刊行物販売状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>刊行物販売冊数 1,073 冊</li> <li>当期販売益</li> </ul> <table border="1"> <tr> <td>刊行物販売収入</td> <td>1,906 千円 (前年度 2,106 千円)</td> </tr> <tr> <td>販売原価(印刷費)</td> <td>△411 千円 (前年度△619 千円)</td> </tr> <tr> <td>除却額</td> <td>△ 8 千円 (前年度 0 千円)</td> </tr> <tr> <td>当期販売益</td> <td>1,487 千円 (前年度 1,487 千円)</td> </tr> </table> <p>(注 1) 金額は消費税込みで計上している。 (注 2) 除却額△8 千円は「今日の私学財政－平成 15 年度版－」59 冊を廃棄処分したことによるものである。</p> <p>【原因分析】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 18 年度比 200 千円の減収の原因 18 年度より新規販売刊行物は増えた(1 冊増)ものの、6 冊のうち 2 冊の販売が年度末であったため、収入が伸びなかった。</li> <li>利益額が 18 年度と同額の原因 外部への原稿依頼はせず、すべて事業団職員の執筆による刊行とすることで、販売原価を 18 年度より抑えた。 (販売原価:18 年度 619 千円→19 年度 411 千円)</li> </ul> <p>○ 事務所貸与による収入</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>収入 7,312 千円(18 年度比 75 千円増)</li> </ul> <p>○ 事業団セミナーによる収入</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>収入(参加費)1,950 千円(18 年度比 1,380 千円減) 参加学校法人等の負担に配慮し、使用料の廉価な会場を選定し、1 名当たりの参加費を 1 万円から 6 千円に改定した。</li> </ul>	刊行物販売収入	1,906 千円 (前年度 2,106 千円)	販売原価(印刷費)	△411 千円 (前年度△619 千円)	除却額	△ 8 千円 (前年度 0 千円)	当期販売益	1,487 千円 (前年度 1,487 千円)	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>刊行物販売については、原価削減に努め、利益を確保したということは評価できるが、すべて事業団職員の原稿執筆による刊行としたことで超過勤務増の一因にもなっており、業務効率化の観点も考慮すべきである。</li> <li>事業団セミナーによる収入については、年度計画達成の観点というよりも、原価削減努力及び私学の経営に配慮した英断と評価できる。また、事務所貸与に関しては、引き続き収入確保が期待される。</li> <li>収益確保の方法については、平成 17 事業年度評価における「過度の利益追求などにより、本来の趣旨を逸脱することがないよう注意が必要」という留意事項にも十分配慮した新たな取組みに期待したい。</li> </ul>	101 ～ 102
刊行物販売収入	1,906 千円 (前年度 2,106 千円)														
販売原価(印刷費)	△411 千円 (前年度△619 千円)														
除却額	△ 8 千円 (前年度 0 千円)														
当期販売益	1,487 千円 (前年度 1,487 千円)														

中期計画の各項目	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準			評価項目・指標に係る実績	評 定		記載ページ																						
			A	B	C		段階的評定	定性的評価及び留意事項																							
<b>2 財務内容の管理・運営の適正化</b> 総合的なリスク管理を行うことや債権の適切な回収を図ることなどにより、財政状態の健全性の確保及び収支状況の改善を図る。特に信用リスクについては、金融検査マニュアルに準じた自己査定基準による厳格な管理を実施する。	<b>2 財務内容の管理・運営の適正化</b> 総合的なリスク管理を行うことや債権の適切な回収を図ることなどにより、財政状態の健全性の確保及び収支状況の改善を図る。特に信用リスクの厳格な管理を実施するため、学校法人を取り巻く環境変化を踏まえ監査法人の助言を参考に、自己査定基準の見直しを図る。 平成19年度も引き続き自主的に公認会計士の監査を導入し、財務諸表の適正性及び信頼性を高める。	財政状態の健全性の確保、収支状況の改善状況	A: 年度計画を達成し、着実に成果を上げている B: 年度計画をほぼ達成し、おおむね成果を上げている C: 年度計画をほとんど達成していない	財政状態の健全性の確保及び収支状況の改善を図るため、貸付先学校法人からの繰上償還の抑制、貸付・借入利息収支差の改善、信用リスク管理に係る取組みなどを下記のとおり行った。 ○ 経費の削減 ○ 貸付・借入利息収支差の改善 ○ 繰上償還(補償金付繰上償還除く)の抑制 ○ 財政融資資金への繰上償還 ○ 資金管理に係る取組み ○ 信用リスク管理に係る取組み ・自己査定基準に基づく債務者区分 ・リスク管理債権の圧縮 ・貸倒引当金設定の厳格化 ○ 財務諸表等の監事による監査及び会計監査人による監査の導入 ○ 取引金融機関の経営状況の確認					A	・リスク管理債権の割合について年度計画を達成するなど信用リスク管理に取り組み、財政状態の健全性を確保したことは評価できる。	103																				
				リスク管理債権の割合  (再掲)	3.2% 未満	3.2% 以上 3.5% 未満	3.5% 以上	(リスク管理債権額の割合) 15年度末 16年度末 17年度末 18年度末 19年度末 2.32% 2.26% 2.23% 2.04% 2.07%  ※19年度のリスク管理債権の割合は、18年度に比べ上昇しているが、これは、19年度末の貸付残高の減少によるものであり、リスク管理債権額は18年度末より減少している。 ・リスク管理債権額 19年度末 12,553,459千円(18年度末 12,975,208千円)					A	105																	
<b>3 人件費の削減</b> 平成22年度の人件費を平成17年度(970百万円)と比べて5%以上(平成19年度までに概ね0.5%)削減することを目安として所要の取組みを行う。 ただし、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分については削減対象より除く。なお、人件費の範囲は国家公務員でいう基本給、職員諸手当、超過勤務手当を含み、退職手当は含まない。	<b>3 人件費改革に向けた取組</b> 平成22年度の人件費を平成17年度(970百万円)と比べて5%以上(平成19年度までに概ね0.5%)削減することを目安とした所要の取組みについて引き続き検討を行う。	人件費改革に向けた取組状況	A: 年度計画を達成し、着実に成果を上げている B: 年度計画をほぼ達成し、おおむね成果を上げている C: 年度計画をほとんど達成していない	助成勘定については、『行政改革の重要方針』の趣旨に沿って独立行政法人等が行う人件費削減の取組みを参考とし、平成22年度の人件費を平成17年度(970百万円)と比べて5%以上(平成19年度までに概ね0.5%)削減することを目安として所要の取組みを行った。 19年度の人件費削減については、17年度比0.5%を削減した予算とし、業務の効率性・有効性を配慮しつつ、業務ポストの見直しを行い、下記のとおり人件費を削減した。なお、19年度は、人事院勧告を踏まえた給与改定を実施している。  <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予算額(千円)</td> <td>969,770</td> <td>966,491</td> <td>965,253</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(17年度比 △0.3%)</td> <td>(17年度比 △0.5%)</td> </tr> <tr> <td>決算額(千円)</td> <td>933,557</td> <td>935,522</td> <td>940,122</td> </tr> <tr> <td>(予算執行率%)</td> <td>96.3%</td> <td>96.8%</td> <td>97.4%</td> </tr> </tbody> </table> ○ 給与構造改革の取組み 平成17年人事院勧告による国家公務員の給与構造改革に準じ、役員給与の見直し及び職員給与本給表の号俸構成の見直し(現行号俸の四分割)及び号俸の延長、勤務成績に基づくきめ細かい昇給の実施、管理職手当の見直し、勤勉手当に相当する部分の成績率の見直し、扶養手当の見直しについて調査・研究を行った。						17年度	18年度	19年度	予算額(千円)	969,770	966,491	965,253			(17年度比 △0.3%)	(17年度比 △0.5%)	決算額(千円)	933,557	935,522	940,122	(予算執行率%)	96.3%	96.8%	97.4%	A	・削減率を最終年度で達成するのではなく、業務効率化等に取り組みながら、年齢構成等も踏まえ、引き続き、計画的に削減策に取り組まれない。	106 ～ 107
	17年度	18年度	19年度																												
予算額(千円)	969,770	966,491	965,253																												
		(17年度比 △0.3%)	(17年度比 △0.5%)																												
決算額(千円)	933,557	935,522	940,122																												
(予算執行率%)	96.3%	96.8%	97.4%																												

中期計画の各項目	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準			評価項目・指標に係る実績	評 定		記載ページ
			A	B	C		段階的評定	定性的評価及び留意事項	
<b>4 期間全体に係る予算</b> 別紙1 <b>5 期間全体に係る収支計画</b> 別紙2 <b>6 期間全体に係る資金計画</b> 別紙3	<b>4 予算</b> 別紙1 <b>5 収支計画</b> 別紙2 <b>6 資金計画</b> 別紙3	予算・収支計画・資金計画について適正な執行を行ったか	A: 年度計画を達成し、着実に成果を上げている B: 年度計画をほぼ達成し、おおむね成果を上げている C: 年度計画をほとんど達成していない	適切な予算の執行を図った。 一般管理費、業務経費の削減に努め、貸付金利息と借入金利息等との利息収支差の確保など、財務の健全化に向けて主体的に取り組むべき事項について成果を上げた。  (詳細は、19年度計画業務実績報告書 108～114頁 参照)	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築基準法改正による建築確認時の審査の厳格化に伴い、学校側の施設計画の延期という外的要因から、貸付実績額が計画額を大幅に下回ったが、次年度以降、貸付需要の掘り起こしを積極的に行い、更なる経営基盤の強化に努められたい。</li> <li>貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書等のセグメント情報に基づいても、安定的かつ確実な事業を実施していると認められ、評価できる。</li> </ul>	108 ～ 114		
<b>IV 短期借入金の限度額</b> 短期借入予定なし	<b>IV 短期借入金の限度額</b> 短期借入予定なし	短期借入金の状況						115	

○ その他主務省令で定める業務運営に関する事項

中期計画の各項目	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準			評価項目・指標に係る実績	評 定		記載ページ
			A	B	C		段階的評定	定性的評価及び留意事項	
<b>V その他主務省令で定める業務運営に関する事項</b>	<b>V その他主務省令で定める業務運営に関する事項</b>								
<b>1 施設・設備に関する計画</b> 別紙4	<b>1 施設・設備に関する計画</b> 別紙4	施設・設備の状況	A: 年度計画を達成し、着実に成果を上げている B: 年度計画をほぼ達成し、おおむね成果を上げている C: 年度計画をほとんど達成していない	施設・設備に関する計画として、平成18年度から19年度において、私学振興事業本部事務所の耐震補強工事を行うこととした。 19年度は第二期工事を実施した。 ・平成18・19年度計画額 51,000千円×2か年度 ・平成19年度実績額 40,005千円 (平成18年度実績額 44,415千円)	A		115		
<b>2 人事に関する計画</b> (1) 方針 ① 職員の専門的な能力の向上を図るため、実務的な研修や専門的研修を実施する。	<b>2 人事に関する計画</b> (1) 職員の専門的な能力の向上を図るため研修を実施する。なお、参加者からアンケート調査を行い、成果を確認する。  ① 私学経営相談センター職員が行う経営相談等の業務に資することを目的とした「私立学校の活性化に向けた勉強会」(私立学校関係者等の外部講師)に、他の部署に所属する職員を参加させることにより、職員全体の専門的な能力の向上を図るための研修を実施する。	人事管理の状況 職員の資質・能力向上に向けた取り組み状況	A: 年度計画を達成し、着実に成果を上げている B: 年度計画をほぼ達成し、おおむね成果を上げている C: 年度計画をほとんど達成していない	(1) 職務と責任の遂行に必要な知識、技能等を修得させ、その他必要な職員の能力、資質等を向上させるために組織的かつ計画的に以下の研修を行った。  ① 私立学校の教育条件・経営の改善に向けた様々な取組みを支援するために、改善方策の考え方、改革の実践などを学び、私学の現状を把握し、私学経営相談センター職員(19名)が行う経営相談等の業務に資することを目的として計9回実施した。 ・講師は私立学校関係者等の外部講師であり、講義内容も実践的な事柄であるので、私学経営相談センター職員以外の事業団役職員にも参加の機会を与えた。 ・講義の内容及び資料については、業務上参加できなかった職員や後年の職員の参考とするため録音媒体に保存し、講演録を作成した。 ・アンケートによる研修効果の確認 昨今の私学を取り巻く厳しい現状を知ることにより、事業団業務の重要性を再認識できたという内容が多数であった。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員の能力向上のため、様々な取組を実施しており、評価できる。なお、簿記講習受講修了後の簿記検定試験については、全員合格を期待したい。</li> </ul>	116 ～ 122		

中期計画の各項目	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準			評価項目・指標に係る実績	評 定		記載ページ
			A	B	C		段階的評定	定性的評価及び留意事項	
	<p>② 助成業務全般に共通した知識として必要な学校法人会計基準を理解する上で、最低限必要となる簿記研修(専門学校等が行う短期講習)を若手職員に対し実施する。</p> <p>③ 助成業務全般に共通した知識として必要な法務を理解する上で、最低限必要となるビジネス実務法務研修(簿記専門学校が行う短期講習)を実施する。</p> <p>④ 職員の資質向上を図り、業務遂行上必要な総合的知識の修得を目的とした内部研修(当該業務に精通した内部職員による講師)を実施する。</p> <p>⑤ 現在就いている職位または将来就くことが予想される職位の職務と責任の遂行に必要な知識、技能等を修得させることを目的とした研修を実施する。</p> <p>ア 理事等を講師とし、平成19年度の新任課長職を対象とした新任管理職研修</p>					<p>② 助成業務全般に共通した知識である学校法人会計を理解する上で最低限必要となる知識を修得することを目的として実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・場所:大原簿記学校水道橋本校</li> <li>・講座名:簿記講座 3級基本講義</li> <li>・受講者数:4人</li> <li>・受講修了者4人が簿記検定試験を受験、3人が合格した。</li> </ul> <p>③ 助成業務全般に共通した知識として必要な法務を理解する上で最低限必要となるビジネス実務法務知識を修得することを目的として実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・場所:大原簿記学校水道橋本校</li> <li>・講座名:3級基本講義</li> <li>・受講者数:3人</li> <li>・受講修了者3人がビジネス実務法務検定試験を受験、合格した。</li> </ul> <p>④ 平成15年10月からの独立行政法人に準じた管理手法の導入に伴い、助成業務に従事する職員の意識改革及び資質向上、並びに現段階において助成業務が抱える諸問題に関する認識を明確に理解し、もって今後の業務を執行する上での総合的知識を修得することを目的として実施した。</p> <p>また、業務又は出張等に配慮し、全職員に均等な機会が得られるよう同一内容の講習を2回、別日程で実施した。講演内容は録音媒体に記録し、未受講者及び今後の新入職員等が活用できるようにしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケートによる研修効果の確認</li> <li>内部職員が講師をすることで、業務の専門的な知識の発達を目指す意識が向上するという内容であった。</li> </ul> <p>■理事長及び外部講師による研修</p> <p>事業団統合後10年を機会に、業務の重要性を再認識する研修として理事長及び外部講師により、私立学校の歴史、また、私立学校に勤める教員・職員についての理解を深め、職員の各業務に対する意識向上を図るための研修を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケートによる研修効果の確認</li> <li>私学の歴史や発展、また創立者の思いなどを講演者独自の資料により詳しく知ることができ、非常に有用であるという内容が多数であった。</li> </ul> <p>⑤ 職位の職務と責任の遂行に必要な知識、技能等を修得させることを目的とした研修の実施</p> <p>ア 新たに課長職に就任した職員に対して管理職としての責任の遂行に必要な知識、技能等を修得させることを目的として実施した。</p> <p>研修内容は、「セクハラ・パワハラ防止」「勤務評定の評価方法」「メンタルヘルス・労務管理」等である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・5/22 6人(うち助成業務2人)</li> <li>・アンケートによる研修効果の確認</li> <li>管理職としての責任の遂行、部下への対応に必要な知識、技能等の修得ができたとする内容が多数であった。</li> </ul>			

中期計画の各項目	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準			評価項目・指標に係る実績	評 定		記載ページ
			A	B	C		段階的評定	定性的評価及び留意事項	
	イ 外部講師により、在職5年以上で役職に就いていない者を対象とした中堅職員研修					<p>イ 在職5年以上の非役職者で過去に同等の研修を受けていない職員に対し、将来係長・主任としての職務と責任の遂行に必要な知識、技能等を修得させることを目的として実施した。この研修は、平成17年度から3か年計画で実施するもので、中堅職員として必要な能力及びプレゼンテーション能力(スキル)の習得・向上を図るため実施した。</p> <p>研修内容は、自己の検証、問題解決討議、自己表現力の向上等である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・11/8～9 22人(うち助成業務8人)</li> <li>・アンケートによる研修効果の確認</li> </ul> <p>本研修を通し、様々な状況に対応する能力や、相手との意思を疎通させることの重要性を体験し、部下への接し方を学べたという内容であった。</p> <p>■(株)整理回収機構(RCC)での研修</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○少子化が続くなかで、学校法人が経営困難に陥る状況は今後も続くとみられ、従前の貸付金の償還がさらに滞ることが予想される。そのため、整理回収機構(RCC)の債権回収・回収実務を体験して、滞納法人への具体的な対応および再生に向けたプロセスを習得することを目的とした研修を行った。</li> <li>○実施日:平成19年4月2日～(6か月)</li> <li>○研修者:係長相当職1名</li> <li>○研修成果</li> </ul> <p>債権回収という深刻な問題を、研修先で体験した現場の状況を踏まえ、今後職員がどのような姿勢で業務に取り組むかなどを内部職員へ講演することによりフィードバックすることができた。</p> <p>■文科省文教団体共同職員研修会への参加</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○中間管理者に、業務の遂行及び部下を管理・監督するために必要な知識・技能を修得させ、組織体の業務の向上と運営の能率化及び職場の人間関係の向上を図ることを目的とした研修</li> <li>○実施日:第一回 平成19年9月5日～9月7日 第二回 平成19年10月10日～10月12日</li> <li>・受講者数:7人(うち助成業務3人)</li> <li>○感想文による研修効果の確認</li> </ul> <p>中間管理者は、組織の中で円滑に業務を進める中心であることを再認識し、部署を統括する能力を積極的に発揮することの重要性を実感した。</p> <p>⑥ 新入職員に対する研修の実施</p> <p>ア 採用直後の職員に対し、職員としての服務及び労働条件に関する諸規程の周知を図るとともに、社会人としてのビジネスマナーやビジネススキルの向上を目的として実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・4月採用者 4/2～5 7人(うち助成業務2人)</li> <li>・8、10月採用者 10/1～4 6人(うち助成業務2人)</li> <li>○感想文による研修効果の確認</li> <li>・研修内容について、組織人としての役割や社会人としての自己管理の重要性等が十分に理解されており、研修効果が確認された。</li> </ul>			
	<p>⑥ 新入職員に対して、ビジネスマナー等の修得及び各業務における職務の概要の修得を目的とした研修を実施する。</p> <p>ア 職員としての服務及び労働条件に関する諸規程の周知を図るとともに、配属先の職務に速やかに順応するための基礎知識の修得を目的とした研修(第一次研修)</p>								

中期計画の各項目	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準			評価項目・指標に係る実績	評 定		記載ページ
			A	B	C		段階的評定	定性的評価及び留意事項	
	イ 各業務における職務の概要の修得を目的とした研修(第二次研修)					イ 採用後1年未満の職員に対し、事業団の各業務における職務の概要の修得を目的として実施した。 ・7/4～6 13人(うち助成業務5人) ・アンケートによる研修効果の確認 業務内容が多岐に渡っており、深く関心を持つとともに、疑問が生じた場合にどのような方法をとるかなどある程度の指針ができたという回答があった。			
② 業務執行の効率化を図るため、業務委託等を検討する。	(2) 現在行っている業務委託等の対象範囲を拡大し、より業務執行を効率的に行うために、業務量、業務の質及び組織の見直し等の検討を行い、必要なものから順次実施する。 (参考1)現在行っている業務委託 ア 設備運転・ビル管理 イ 自動車運行 ウ 警備・受付 エ システム開発・管理・運用 (参考2)人材派遣を活用している業務 ア 職員厚生、職員の勤怠管理等業務 イ 寄付金業務、助成金交付業務	業務効率化のための業務委託の状況及び検討状況	A: 年度計画を達成し、着実に成果を上げている B: 年度計画をほぼ達成し、おおむね成果を上げている C: 年度計画をほとんど達成していない	(2) 平成17年10月から導入した派遣職員の試行結果を踏まえ、平成19年度は、18年度に引き続き、人事業務のうち福利厚生事務、寄付金業務のうち主にデータ入力業務のほか、新たに私学経営相談センター、融資部融資班、助成部補助金課の各業務について人材派遣を活用した。 この結果、学校法人からの相談等専門的業務へ対応する時間をより多く確保することが可能となるなど現業部門の業務の充実を図ることができた(18年度2名→19年度5名)。	A		122		
③ 人員配置の実施に当たっては、業務量及び職員の能力に応じ適正かつ計画的に行う。	(3) 人員配置の実施に当たっては、業務量及び職員の能力に応じ適正かつ計画的に行う。 定期(春季・秋季)人事異動に際しては、人事異動基本方針に基づき、職員の能力に応じ適正な人員配置を実施する。特に管理職への登用については、管理職登用基準に基づき実施し、人事の透明性、客観性、公平性の確保に努める。	適切な人員配置の見直し状況	A: 年度計画を達成し、着実に成果を上げている B: 年度計画をほぼ達成し、おおむね成果を上げている C: 年度計画をほとんど達成していない	(3) 人員配置については、人事異動基本方針等により、業務量及び職員の能力に応じ、適正かつ計画的に行った。 ○新規職員の採用 ・19年4月に7人(うち助成業務2人) ・19年8月に2人(うち助成業務1人) ・19年10月に4人(うち助成業務1人) ・助成業務における4人の採用は、いずれも欠員補充であり平成19年度の助成業務の定員103人(対18年度比増減なし)以内とした。 ○人事異動 ・19年4月に152人(うち助成業務65人) ・19年10月に26人(うち助成業務4人)の規模で行った。 ○平成20年4月の定期人事異動に際しては、「人事異動基本方針」及び「平成20年度管理職登用候補者の選考について」を策定し、管理職の選考を行うとともに異動の準備を行った。 ○「平成20年度管理職登用候補者の選考について」に基づき、課長補佐職として2年以上の経験を有する者にレポートの提出を課し、レポート内容及び人事関係資料を参考に第一次・第二次の選考を行い、その結果を登載した「管理職登用候補者名簿」の中から、理事長が管理職へ登用する者を決定した。	A		123		

中期計画の各項目	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準			評価項目・指標に係る実績	評 定		記載ページ
			A	B	C		段階的評定	定性的評価及び留意事項	
④ 職員採用に当たっては、原則として文部科学省文教団体職員採用試験を活用し、優秀な人材の確保を図る。	(4) 文部科学省文教団体職員採用試験の活用  ア 試験を早期に実施し、優秀な人材の確保に努める (5月27日)  イ 全国の大学に募集要項を送付し、インターネットの就職情報サイト等へ求人広告を掲載し、応募人員の増加に努める。	人材確保のための取組み状況	A: 年度計画を達成し、着実に成果を上げている B: 年度計画をほぼ達成し、おおむね成果を上げている C: 年度計画をほとんど達成していない	(4) 職員の採用に当たっては、文部科学省文教団体職員採用試験を活用し、優秀な人材の確保に努めた。 ○試験を早期に実施(19年5月27日)することにより、優秀な人材の確保に努めた。(15年度までは7月末) ○文部科学省文教団体職員採用試験は、文部科学省が所管する独立行政法人、財団法人等のうち、文教関係団体10団体で組織し、そのスケールメリットにより、採用に係る経費を縮減し、必要な人材を確保するために統一試験として実施した。 ○全国の国公立大学に募集要項を送付した(772件)。 ○引き続きインターネットの就職情報サイトへ職員募集の広告を掲載した。 ○引き続き募集要項等を事業団ホームページよりダウンロードして応募ができるようにした。	A		124		
(2) 人員に係る指標 常勤職員については、その職員数の抑制を図る。 (参考1) ① 期初の常勤職員数105人 ② 期末の常勤職員数の見込み103人以内 (参考2) 中期目標期間中の人件費総額見込み 5,351百万円 ただし、上記の額は、平成15年度の給与ベースによる役員給与並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、福利費及び退職給与金に相当する範囲の費用である。									
3 中期目標期間を超える債務負担なし									